

平成29年第1回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年3月6日（月曜日）						
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場						
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成29年3月9日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君	
	散 会	平成29年3月9日午後3時30分			議 長	上 田 利 治 君	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 11名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別	
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○	
	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○	
	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○	
	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○	
	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	○	
	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○	
	会議録署名議員		3 番	脇 山 奉 文 君	2 番	山 口 定 君	
	地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
		教 育 長	中 島 安 行 君		会 計 管 理 者	小 山 康 人 君	
		政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君		総 務 課 長	綾 部 保 基 君	
		財 政 企 画 課 長	杉 谷 裕 子 君		税 務 課 長	井 上 新 吾 君	
住 民 福 祉 課 長		中 山 昇 洋 君		保 健 介 護 課 長	寺 田 美 由 妃 君		
産 業 振 興 課 長		山 口 清 二 君		ま ち づ くり 課 長	松 本 恵 一 君		
生 活 環 境 課 長		脇 山 典 久 君		教 育 課 長	中 村 大 輔 君		
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	脇 山 和 彦		議 会 事 務 局 係 長	熊 本 秀 樹		

平成29年第1回玄海町議会定例会議事日程（第2号）

平成29年3月9日 午前9時開議

日程1 一般質問

平成29年第1回玄海町議会定例会一般質問通告書

質 問 者	質 問 事 項	答弁を求める者
1番 井上正旦君	1. 小中学校の廃校舎の利用について	教 育 長
	2. 人口減少問題について	町 長
	3. 原発再稼働承認について	町 長
3番 脇山奉文君	1. 平成29年度予算について	町 長
	2. 原子力災害時における対策について	町 長
	3. 教育行政について	教 育 長
10番 岩下孝嗣君	1. 玄海原子力発電所三・四号機の再稼働について	町 長
11番 藤浦 皓君	1. 原子力災害時の避難計画と住民の安全について	町 長
	2. 北部地区住民検診について	町 長
	3. 学校給食無料化について	教 育 長

午前9時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 一般質問

○議長（上田利治君）

日程1．一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。1番井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

議長からお許しをいただきましたので、一般質問をしたいと思います。

1つ目に廃校の利用について、2つ目に人口減少問題について、3つ目に再稼働についてお尋ねしたいと思います。

それでは、最初に廃校舎利用について質問したいと思います。

小・中学校廃校に伴う校舎利用について質問したいと思います。

全国各地において、児童数の減少に伴う小・中学校の廃校が大きな問題となっております。我が町玄海町においても例外ではなく、小中一貫校みらい学園の開校により、4つの小学校と2つの中学校が廃校となりました。附属する施設についても、体育館やプールが利用されずに残されています。これらの施設は、まだまだ新しく、しかも、今なおこれらの施設の利用法は決まっていません。そうした中で、7月には値賀地区に新しく宅幼老所及びデイサービスがオープンします。10億円に近い建設費でございます。大きな金額です。もし、この宅幼老所が牟形小学校にでも移転できていたならば、大きな節約になっていたと思います。

玄海町では先ごろ、小中一貫校みらい学園が50億円という破格の金額で建設されましたが、町民の一部の人から見れば、税金の無駄遣いと一蹴されます。今回、また新しく施設を建設するという形になりましたが、町内を見渡せば、まだまだ使える施設はたくさんあります。昔から、人の住まない家は荒れると言われていています。まだまだ十分使えるおのおのの施設でも、年数がたてば廃墟の無用の施設となることは目に見えています。もちろん、建設が行われた時代には必要な施設でありましたが、その反面、建設には莫大な資金が投資されてきました。これらの施設を今後有効に活用することで、予算の削減や将来への節減になるのではないのでしょうか。

文部科学省の廃校施設の利用状況が公表されていますが、体験交流施設や老人福祉施設など、さまざまな用途で活用されている事例が挙げられています。ほかに、ユニークなものとして、教室でのシイタケやシメジの栽培、海に近い小学校では、1階の教室で生けすを置いてウニやアワビの稚貝の生産がなされています。山合いの廃校では、林間学校や芸術の創造活動拠点として開放されています。

町としても、活性化の一助として施設の活用法を早急に考えていかなければならないと思います。使わなくなったからと、時間とともに朽ちる建物を横目で見ている、人もいない、財政もない、古くなったので取り壊すしかないとの選択を余儀なくされ、今度は多額の資金をもって取り壊していかなければならない。財政は細るばかりで、町に活気がなくなったという話にならないように、玄海町にはどの町村にも負けない施設がたくさんあります。しかし、今後の管理を考えると、多額の費用を伴っていくことも現実です。その施設自体が、町の人々の生活に密着し、ああ、よかったと言われるのであれば、それはきちんと役目を果たしていますが、建物には償却と言われるときが必ず来ます。これが個人の自宅や建物であれば、リノベーションという形をとり、新たな活用法が見出され、再生され、利用されていくと思いますが、町にあってもこのような形で、今後各地に残る施設に新たな息吹を吹き込む必要があると思います。

町としても、新しい建物をつくる計画を作成されたならば、建てる前にもう一度、町内の施設を見直し、利用できるものであるならば、建築基準法に照らし、適合すると判断されれば、再利用を検討する、また、町民の方々の利便性についても、使いやすい形になっているか、また、このような問題の中で第一に考えていかなければならないのが、つくる建物が町民の方々が求めるものであるか、今、町民の中に今の施設を必要としている方がいないかも考えていただきたいと思います。

前回の質問でも述べさせてもらったように、私たちは町政に携わる者の一人として、町民の方々のやる気や新しい施策を後押しする立場でなくてはいけないと考えています。役所の中だけでは見えないことが、町の方々の中では新しく模索され、何か問題があるためにもう一步を踏み出せないでいる人々がいると思うとき、私たちが行うことは、新しい建物を建てるのではなく、多様な人材を育成し、どう生かしていくか、人が宝となるように後押しをしていくことが町勢発展の基礎となると思います。残された建物がどうしたら町の人々の生活に密着したものとして活用できるか、町の人々と一緒に考えていくことが必要と思われます。

町としては、今後、どのように残された建物を活用していくおつもりですか。また、活性化について、どのような施策をもって当たられるのか、お考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

おはようございます。ただいまの井上正旦議員の小・中学校の廃校舎の利用についてお答えいたしたいと思います。

廃校舎の利用につきましては、まず、平成21年度に牟形小学校、仮屋小学校が廃校となることを踏まえ、その年度に区長さんや生産組合長さん、育友会長さん、そして、旅館組合長さんなどのメンバーの方々に参加いただきまして、廃校舎等活用計画策定委員会が立ち上げられておりました。

この策定委員会での話し合いなどによりまして、議員さん方も御存じのとおり、平成22年度より旧仮屋小学校には仮屋コミュニティセンターとして、町の社会福祉協議会、シルバー人材センター、それから、玄海町の教育支援センターが入っております。旧牟形小学校には、牟形コミュニティセンターとして、縫製工場のアトムや福祉作業所であります椿作業所に入っております。

また、平成27年度からは、旧有徳小学校を有浦コミュニティセンター、旧値賀小学校を値賀第1コミュニティセンター、旧値賀中学校を値賀第2コミュニティセンター、旧給食センターを値賀第3コミュニティセンターとして設置しております。

その中で、値賀第3コミュニティセンターは、外津水産加工株式会社が利用されており、イカなどの水産物を使った水産加工商品の製造販売等が行われ、本町のふるさと納税返礼の人気商品にもなっているようであります。

また、値賀第2コミュニティセンターは、本年度より玄海町旅館組合が運動場などを使った催し物を始めておまして、先日2月25、26日には、玄海町スポーツフェスティバルを開催され、福岡県や長崎県からも少年サッカーチームが参加し、2日間で延べ約700人の集客があったと伺っております。旅館組合としては、今後も定期的にスポーツイベントを開催するとのことですので、本町といたしましても、地域総合スポーツの振興拠点として活動を続けられるよう支援する予定でございます。

値賀第1コミュニティセンターと有浦コミュニティセンターについては、現在、利用者がいない状況です。今後、地域の実情やニーズを踏まえ、地域のコミュニティの拠点として活用したり、民間に貸し出したりなどの有効活用を図りたいと考えております。

また、各旧校舎の体育館についても、バドミントンやバレーボール、野球などの少年スポーツの場として多くが利用されており、今後は玄海町体育施設として位置づけ、町外からの利用者の増加を図るなどして、さらなる本町スポーツの振興を図っていききたいと考えてお

ります。

いずれにいたしましても、これまであった学校は全て廃校になっておりますが、地域にとっては有益な財産でございます。今後、地域の方々の楽しい触れ合いの場として、そして、地域活性化のよりどころとして、さらに言えば、産業の振興のよりどころとして活用していただければありがたいと思っております。

活用に際しては、町が直接運営するというよりも、できますならば、地域住民の方々が主体的に知恵を出し合い、協力し合って有効活用していただけるような、そういう施設に生まれ変わればと思います。

なお、現在においても、民間からいろいろな活用について問い合わせをいただくことがございますので、今後も廃校舎が無駄にならないように、民間での有効活用も図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

廃校舎を利用するに当たって、現在の学校の財産の処分のほうはどういう現状になっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

井上議員にお答えします。

現在、廃校舎の使用料を光熱費と、光熱費はガス、水道、電気ですね、それをいただいておりますが、まだ廃校舎が全部町には戻っていないということで聞いておりますので、あと、使用料とか取ることができないと聞いております。

私が今知り得る範囲は以上でございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

ちょっと私の質問と食い違ったようですけれども、学校財産ですね、用具とかいろんな財

産、学校が開校したときにあったいろんな処分すべき財産ですね、その状況をちょっと、課長でもいいですけど、答弁をお願いします。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大輔君）

おはようございます。廃校舎の現在の財産としての状況はどうなっているかというふうな御質問でございますが、現在、教育の施設ということで、行政財産ということで現在も残されておりまして、そういう中で、地域のコミュニティの活用していただくということで、コミュニティセンターという位置づけをしております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

何かちょっと食い違っているような感じ、学校備品の処分ですね。課長さん、学校の備品ですね、いろんな、備品のその処分状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大輔君）

失礼いたしました。廃校になりまして、学校にまだそのまま残された備品があります。その部分につきましては、いろいろ中身を精査しまして、もう使わないという部分につきましては廃棄処分というふうなところで、現在、財産の管理者であります会計管理者のほうに、そういう届けを行っておるところでございます。廃棄の届けを行っているところでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

廃校が決まってから、もう結構大分たつわけですけど、まだまだ先に、まだまだ何か処分の期間は長くかかりそうですかね。

それでは、次に移ります。次の質問に。

学校を利用するに当たって、行政としてどのような規制を設けているか、ちょっとばかりお伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

ただいまの質問は、使用するときどういう規制というか、約束ということですね、はい。

一応、体育館とか常時使っております、運動場もですね。もちろん基本的なことですけど、体育館は後始末、掃除から、もちろん運動場も整地をすると、そういうふうに使った人が責任を持ってきちんと後掃除とか整頓をするということで約束しております。

あと、縫製工場のアトムとか椿製作所、私もちょっと行ってきましたが、きちんと清掃、整頓されておりますので、時々やはり職員が見回って、そういうことも含めて指導をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

学校を利用するに当たって、町外から何件か利用の申し出とかありましたかね。町外とか県外とか、そういうお尋ねがあったかどうか、ちょっとお願いします。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大輔君）

私が今年度、去年の4月1日から教育課長を拝命させていただいておりますが、それからこれまでにおきましては、あるコンサルといいますか、そういうところから廃校になったプールを活用してウナギ、ほかヤマメとか、そういうものの養殖をすることはできないかという御相談は伺っております。

あと、最近になりまして、九州電力からも活用について御相談したいというふうなことで、今、話を伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

今後、廃校が地元の雇用を生む場所として、ますます活用されることをお願いしておきます。それで、今後町政を考えるに当たり、もう一度建物再利用を考えることで町の活性化につなげてほしいと思います。

次の質問に移ります。

次に、人口減少問題についてお伺いします。

住みよい町とはどのような町なのか、どうしたら若い人を地元にとどめていけるのか考えてみたいと思います。

また、過疎化を防ぐ方法として、何をしたらよいかも考えてみたいと思います。

これらの問題は、日本中の市町村が抱えている問題でもあります。真剣に取り組まれているものであります。では、日本全体ではどういう状態であるか、まず述べてみたいと思います。

日本全体に占める高齢化率は、65歳以上で2,326万人、そのうち75歳以上は1,003万人、実に総人口の18.5%が高齢者という実態であります。全国の自治体も玄海町も、高齢化社会と出生率の減少の中で、改善のために最善の努力をしていますが、国もまた、これらの問題の解決に向け、真摯に取り組んでいると思います。保育所の増設、男性の育児休業の完全取得への行政指導、同一労働、同一賃金へ向けての法改正、これらが実を結ぶことを願っております。

そうした中で、玄海町には多くの子育て支援の施策があります。しかしながら、町外に向けてのアピールがおろそかになっていないかとも思います。出生祝い金の話では、第1子100千円、第2子150千円、第3子200千円、第4子以降は500千円となっています。この祝い金を町外で話せばうらやましいなと言われる。就学前の医療費の助成、学童に対する助成、高校生や大学生への奨学制度の充実、子育て世帯には魅力ある施策がいっぱいあるのに、私はうらやましいなでとまってしまっはいけない、玄海町に住みたいと言ってほしいのです。うらやましいだけで移り住まないのはなぜかを今後考えていかなければならないのではないのでしょうか。

玄海町では、大きな企業は原発以外にありません。しかし、豊かな自然として、農地や漁

村などの資源はまだ未知数にあります。高齢化のために人がいない空き家や、若い世代がいないために何もつくられていない田畑、そこに移り住む条件を整えてみることも一つの施策ではないでしょうか。定年退職を迎え、第二の人生を考えている人の移住がふえたとも聞きます。それには、第1次産業が魅力あるものであることが第一に必要なではないでしょうか。ふるさと納税でも、都会の人々に好評だった農産物を、もう一度魅力ある品物として見直してはどうでしょうか。今ある農海産物にもう一度スポットを当て、活力ある町をつくり出すことが魅力ある町に近づけるものではないかと考えます。

玄海町は、この問題を克服しなければ、町の将来も描けません。町は若者の意見、住民の意見を聞いているのか、出ていくのはなぜなのか、住民の意見を聞いて施策を行っているのか、私たち行政の者だけが机上だけで考えた施策になっていないか、現場の声を生かした施策であるか、もう一度見直さなければならないと思います。

人口の減少には、自然減少と社会減少があります。自然減少は高齢に伴う死亡による減少です。社会減少は、個人が事情により町外へ転出することです。今、最も各自治体が危機感を持って対処されているのが、人の流動化による社会減少であります。都会では、特に行政の施策によって若い世代の流動化減少が著しいことが報告されています。若者の転出を防ぐためにはどうしたらよいか、必要な対策についても述べられています。その内容は、1つ目に、地域産業を活性化し就業の機会をふやす。2つ目に、地域の医療、介護、福祉サービスを充実させる。3つ目に、観光産業を振興し交流人口をふやす。4つ目に、町の労働不足に対して女性や高齢者にとって働きやすい職場環境を整備する。これらのことが最も重要な施策として挙げられています。これらの取り組みは、玄海町でも参考になるのではないのでしょうか。

今、私たち行政の者が机上だけで考えた施策になっていないか、現場の声を生かした施策であるか、もう一度見直さなければならないと思います。都市から移り住む人の要求に応えられているか、視点を絞り込むことも必要と考えます。今、地方へ移住を考えている世代は多いと思います。仕事を定年して、第二の人生を都市圏ではなく自然豊かな町でゆっくり過ごしたい、また、農業にチャレンジしたい、今までの経験を生かしながら始めてみたいと考えている人が地域に移り住んでいる事例もあります。若い世代だけでなく、そのような人を取り込む施策も検討してもらいたいと思います。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

井上正旦議員の御質問に対してお答えをしたいと思います。

井上議員さんは、多彩な施策を玄海町もやっているじゃないかというふうに、非常にありがたく言っていただきました。それが実際には浸透せず、人口減少につながっているんじゃないかという不安感を御指摘いただいたわけですが、まず、玄海町の人口の推移、これは国勢調査の結果になりますけれども、平成7年、実は7,737人というのをピークに、平成12年6,986人、平成17年には6,738人、そして、平成22年に6,379人と減少をしてきたところでございます。平成27年には、ついにこの6,000人を割り込んで、5,902人となったところでございます。

人口の減少につきましては、玄海町のみの問題ではなく、御指摘いただいたとおり、佐賀県においても、平成7年の88万4,316人から、平成27年には実に83万2,832人と減少をいたしております。当然、日本の人口は全体でも国勢調査開始以来、初めて人口減ということになりました。

また、全国的には大都市圏への一極集中が続いているというところでございます。

このような中で、人口減少に対する多彩な施策があるのに、周辺の市町に浸透していないんじゃないかと、アピールをもっとせろということを今言っていただいたと思って聞かせていただきました。本町の人口減少対策事業の一つとして、これも言っていただいたんですが、平成27年度から出生祝い金支給事業を事業化して実施いたしております。この事業は、確かに人口減少対策の一助にはなるかと考えますけれども、支給対象者が町内に1年以上住所を有しておかなければなりませんし、また目的も、新生児の出生を祝福し、出生祝い金を贈ることにより、玄海町の次代を担う子供たちの健やかな成長と福祉の増進を図ることと規定をしておりますとおり、子育て支援を目的とする事業でございますので、直接、町外からの転入に結びつく効果は余り望めないのではないかと考えているところでございます。

そうは申しましても、人口減少問題については、議員御指摘いただいたとおり、何もせずに見ているわけにはいきません。何らかの対策を講じなければならないというふうに考えております。

出生率の上昇など、自然増につながる施策も必要ですが、平成28年3月に策定をしました玄海町人口ビジョンにもあるとおりに、玄海町におきましては、社会動態が人口の減少に与

える影響度が高く、転入促進、転出抑制などの社会増をもたらす施策が人口減少対策として効果的であるとありますので、現状の定住促進奨励金、これを初めとした、さらなる複合的な施策の検討をすべきであり、また、実施すべきというふうに考えております。

そして、そのことを広く町内外へ周知をするために、現在行っている町の広報紙やホームページ、それから、行政放送だけではなくて、あらゆるメディアを使い、県内外、九州、ひいては全国へアピールしていきたいと考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

町では、先ごろ空き家の実態調査をされたと聞いておりますが、それ、内容をちょっと教えていただければと思いますけれども。

○議長（上田利治君）

綾部総務課長。

○総務課長（綾部保基君）

それでは、空き家の実態調査の現状について御説明をいたします。

済みません、手元に具体的な数値は持っておりませんが、今現在、町内の空き家の戸数を確認させていただいております、その戸数が固まったところでございます。そして、今はその空き家の所有者に対して、その建物をどういうふう to 今後使っていくかという意向調査をやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

空き家対策も大事でございますけれども、今、空き家とともに老人だけの世帯も現状あります。また、老老介護の世帯もあります。町はこれらの世帯について、今後どのような支援をされていくか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

空き家対策に関しては、まず、先ほど総務課長が答弁しましたように、まずデータ化をすると、町内の空き家に対する、その空き家によって、空き家でも、使える空き家と全く使えない空き家がございますので、その振り分けをしっかりとさせていただいた上で、例えば、先ほど井上議員がおっしゃったように、民間にその空き家を貸し出せるような状態に持っていったり、もしくは町が何かの形でその空き家を使うとか、そういったことを、実はこの調査が終わった後に検討をさせていただきたいというふうに今考えております。

現実に今ここでどうするんだということがないので、大変申しわけなく思いますけれども、十分に空き家のデータ管理と、それから、今後の使い方については、また議会にも御報告をさせていただきますので、その点で御理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

今後とも、町外に対しては住みよい町をアピールしていただきたいと思います。

次へ移ります。

3番目の原発の再稼働承認についてお伺いします。

2月24日、原子力対策特別委員会が開催されました。九電玄海原子力発電所の再稼働について採決され、賛成多数で承認されました。福島原発事故以降、6年間とまっていた玄海原発が、やっと動き出そうとしております。再稼働がかなえば、地元経済の再生にも期待がかかってきます。地元雇用の創出にも貢献できると思います。

また、地球規模で見ても、CO₂を排出しない原発は、地球温暖化に貢献できます。日本経済で見れば、石油輸入は減少し、貿易収支も改善します。

しかし、町民の間には心配もあります。新規制基準が施行されましたが、田中原子力規制委員会委員長によると、想定される自然災害に対処した安全対策とされています。

今、私たちが九州電力に求めるものは何か、それは一番に安全運転であります。過去の原発事故を見てみますと、1979年、スリーマイル島原子力発電所事故であります。イオン交換樹脂を再生するための移送作業中、油脂が詰まり給水ポンプがとまったため、蒸気発生機への2次冷却水の供給が行われず、炉心溶融、メルトダウンが発生しました。また、1986年、チェルノブイリ原発事故、原発事故最悪の事故として語られています。原因として上げられているのが、1つに、運転への教育が不十分だった。2つ目に、特殊な運転を行った。低出

力で不安定な炉で低出力運転を続けたこと。これらの事故の原因を考えたとき、人為的要因としての重大事故だと思いますが、町長はどのように考えてありますか。安全運転に対して、どのような要望を九州電力に出していられるおつもりですか、お伺いしたいと思います。

また、飛行機のパイロットは臆病者でなければならないと言われていています。人の命を預かる者は、それだけ物事に慎重にならなければならない、運転員は冒険をしてはならないのです。マニュアルを堅実に履行することで、原発を安全に運転し、安全に停止できるのです。九州電力は、このことをきちんと肝に銘じ運転してほしいと思います。安全は人間が作り出すものです。

今回、玄海民報で問われた問題で、住民からの声として、町民の声が反映されていないというようなことが書かれていました。今回の原発再稼働に対しては、たくさんの課題を克服しての決断だったと思います。町長には、町民の方に丁寧な説明をもって理解をいただくよう要望しておきます。町長の見解をお願いします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

再稼働についてのお尋ねに対して、御答弁を申し上げたいと思います。

玄海原子力発電所3、4号機の再稼働に関して、玄海町原子力対策特別委員会において、原子力発電所に関する勉強会や発電所の現地視察を重ねていただいて、原子炉設置変更許可後には、原子力規制庁や資源エネルギー庁、それから内閣府及び九州電力株式会社から説明を受けて、慎重な審議をいただいた結果、平成29年2月24日に玄海原子力発電所の3、4号機の再稼働について承認をいただいたところでございます。

再稼働に当たっては、原子力規制委員会の審査結果を尊重し、住民の代表である町議会議員の皆様の御意向をお伺いし判断するとしておりましたので、原子力対策特別委員会の再稼働承認の判断を重く受けとめ、エネルギー基本計画に基づいて、玄海3、4号機の再稼働を進めるとされた政府の方針に、立地自治体として理解することを判断させていただいたところでございます。先日7日に九州電力の瓜生社長に対して、その旨電話で報告をしたところでございます。本町としましては、これまで以上に町民の安全・安心を確保するため、最善の努力をしてまいりたいと存じております。

また、国や県に対して、さらなる安全対策への取り組みや避難計画の充実、地域振興策な

どを強く要請するとともに、事業者に対しても、さらなる安全性の確保、町民との信頼関係の向上や適時適切な情報の提供を求めてまいりたいと考えておるところでございます。

ちなみに、九電の瓜生社長にお電話を申し上げたときに、6項目の要請をさせていただいております。もちろん、それは安全運転であること。それから、ヒューマンエラーを十分に、今、御指摘をいただいたとおりになくしていく努力を続けること。それから、当然、九電が示された常に要員を発電所に置くという話をされたので、その方々はぜひ町内に住んでほしいということと、それから、やはり玄海町の産業についても、今後も九電からの協力をしっかりしてほしいというようなこと、今、ちょっと私、詳細に全部言っておりませんが、今、頭に出てきた範囲で6項目に分けて要請をいたしておりますので、これは守っていただく約束がしっかりできたということで判断をさせていただいております。

今後も、議会からもしっかりとした目でチェックをしていただいて、御指摘をいただけるよう、これは逆にお願いをしておきたいなと思います。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

スリーマイル島では、事故後の社員に対する聴取で、事故時、サイレン、ランプ等の点滅でパニックになったと証言されております。今後、九電に対しては、社員の安全教育に万全を期されるよう、お願いをさせてもらいたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で井上正旦君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時45分 休憩

午前10時 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。3番脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をしてみたいと思います。

1 番目には平成29年度の予算について、2 番目に原子力災害時における対策について、3 番目に教育行政について、以上3つのことについて、町長、教育長に答弁をお願いしたいと思います。

今、世界は、アメリカのトランプ大統領の誕生により先行きのわからない非常に難しい状態になっていると思いますが、アメリカの大統領はアメリカ第一主義を掲げ、貿易の不均衡の是正や、イスラム諸国の入国を禁止したり、国防費の増大を示したりということで、非常に世界を不安にさせる発言をし、国民からも不安の声が上がっております。

一方、ヨーロッパでも自国主義の人々がふえてきていると言われております。その原因は、シリアやアフリカからの大量の難民がヨーロッパに流れており、それに対する国民の不安が増していると言われておりますし、イギリスのEU離脱につきましても、この難民問題が大きな原因になったと言われております。

このような中でも、日本も先の見えないような政治や経済でどのようにかじをとっていかれるのか、安倍総理は今度のトランプ大統領とは非常に親密な話をされておったようでございますけれども、今後は貿易の問題、国防の問題、いろんな面でアメリカからの圧力がかかってくるんじゃないかというふうに非常に不安を持っている部分もありますので、どうかその点はしっかりやっていっていただきたいというふうに思っております。

そのような社会情勢の中で、岸本町長は、3 期目の1年を通じての予算はことしが最後の予算編成になると思っております。今まで国からの交付金を受けない不交付団体として町の各種施策を行ってこられました、平成29年度予算編成に当たっての考えと予算の規模、事業内容について御答弁をお願いいたします。

なお、細部にわたりましては、予算特別委員会でお聞きをしたいと思いますので、大きな部分、あるいは町長がことし新規で考えておられる内容等についての御説明をお願いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

脇山奉文議員の29年度の予算規模、それから、主な事業内容についてお答えしたいと思います。

平成29年度一般会計当初予算の総額は、7,708,000千円でございます。

歳入の構成といたしましては、町税、繰入金、寄附金等の自主財源が6,294,725千円で、当初予算編成の81.6%を占めております。国庫支出金、県支出金等の依存財源が1,413,275千円で、当初予算構成の18.4%となっております。

主な歳出でございますが、性質別に申し上げますと、普通建設事業費は前年度比342,858千円増の2,263,424千円で、当初予算構成の29.4%を占めております。

物件費は前年度比56,608千円増の1,654,400千円で当初予算構成の21.5%、補助費等は前年度比237,005千円減の1,303,009千円で、当初予算構成の16.9%を占めておるところでございます。

新規事業としましては、地域公共交通再編実施計画に基づき、平成29年10月運行開始に向けたコミュニティバスの拠点の整備や、コミュニティバス運行に係る経費として地域公共交通事業に20,801千円を計上いたしております。

次に、仮屋漁港内で台風などのときに漁船の避難場所として三島神社東側海岸地先に漁業者が安心して漁船を係留できるよう、仮屋漁港漁船避難係留施設整備事業に49,526千円を計上いたしております。この事業は、平成30年度までの継続事業として設定させていただいております。

次に、玄海町の子供たちの貧困実態を調査し、経済的に厳しい環境に置かれた子供に対して教育と福祉をつなぎ、関連のある地域組織とつなぐ地域ネットワークを形成し、切れ目のない支援を行うため、子供の貧困実態調査事業に2,106千円を計上いたしております。

その他、主な事業としましては、町道長倉藤ノ平線橋梁整備事業に947,872千円、福祉施設整備事業に841,981千円、ふるさと応援寄附金事業に447,458千円、保育所運営事業に140,324千円、障害福祉サービス費に136,604千円、内水対策事業に108,773千円、町民会館維持管理経費に101,021千円、元気1・2・3産業振興資金貸付事業に67,108千円などとなっております。

今申し上げたのが主な今回の予算の事業でございますが、先ほど脇山議員おっしゃっていただいたように、私の特色が出ているかということになると、継続事業もたくさん入っておりますし、形としてはなかなか見えづらいところもあるかもしれません。

ただ、これは町長になった折から言っておりますが、子供たちにどうにかしてこの玄海町に誇りを持って意識づけをしていきたいということに変わりはありませんので、特に今回の貧困調査については、しっかりとした実施調査をやり、子供たちが公平にしっかりした社

会人になっていけるような、そんな対策を講じていきたいと考えております。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

今、町長のほうから29年度の予算について答弁がありました。ほとんどが継続事業みたいなことで、今までの事業を引き継いで予算化をしていくということのようでございますが、その中でも、少しでも町民のニーズに応えるような予算編成というのはやはり必要であろうというふうに思っておりますので、各課長さん方も、そういった意味では住民の声を十分伺いいたしますか、くみ上げた形での予算編成をしていただきたいと思います。

それで、もう少し入ってみたいんですが、一般会計がことしは7,708,000千円ということで、約450,000千円ほどふえてはいるようです。しかし、中身的に言うと、その中で大きなものは、長倉藤ノ平線の橋梁工事費、あるいは値賀の福祉施設、これが大きなウエートを占めておりますので、そういった意味では、それを差し引くといえますか、操作すれば、去年の予算的には下がったような形にもなるんじゃないかなというふうに思っております。

その中で、玄海町の財政は、大部分が九州電力の玄海原子力発電所関連の税、あるいは補助金の占める割合というのが高くなっておると。きょうの新聞を見ましても、町の財政収入の3分の2はそちらのほうのお金だというふうな示しをされておりましたが、それでは、ことしの予算の77億円の中で、税、それから補助金等を含めて、予算の中で何%ぐらいの収入になっているのか、わかりましたら御答弁をいただきたいと思えます。

それと、その中に使用済核燃料税という新しい税が新年度に予算化されています。条例化制定時の説明では、核燃料税は目的税であり、予算の中で事業計画に上げたものにしか使えないと、こういうふうな説明をされておりましたけれども、今年度、収入の新税についてはどのようなものに使われるのか、もちろんその計画をされておったものに充当されているとは思いますが、他方では、それじゃ、計画に上がっていなかった事業というか、町のほうでやっておられるものについては、予算的にはどうなっているのかということもあわせて御答弁をお願いいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

歳入に関して申し上げます、先ほど自主財源が81.6%というふうにお答えをさせていただきました。

そのうち、町税が28億円ございますので、率的には37%が町税、それから、基金などから入れる繰入金で20億円で27%、諸収入が実は143,630千円ありますので、これも1.9%の割合で歳入に入れさせていただいております。

その他、自主財源、例えば、繰越金であるとか、分担金であるとか、財産収入であるとか、使用料及び手数料、それから、ふるさと納税でいただいている寄附金でございますね、これを自主財源としての収入として上げさせていただいております。

先ほど議員も御指摘をいただきましたけれども、ことしの予算が77億円で少し膨らんだのは、もちろん継続でしてきた仕事、繰り越してきた仕事の中の支払いというか、これまで出来高払いで払っていたものが、今度は6月、7月に完了しますので、完了払いに変更したことでこういうことが起きているということは御承知おきいただきたいというふうに思っております。

それから、使用済核燃料税については、原子力発電所所在町として原子力発電所に対する安全対策、それから生業安定対策、環境安全対策及び民生安定対策並びに原子力発電所との共生に必要な財源を確保するため、地方税法第5条第7項及び第731条第1項に定める法定外目的税を創設するため、玄海原子力発電所の使用済核燃料税に対して課税する条例を昨年10月7日の臨時議会で議決をいただいたところでございます。

なお、平成28年12月27日に総務大臣の同意をいただいて、翌28日には使用済核燃料税条例の施行期日等を定める規則により、使用済核燃料税条例の施行日を平成29年4月1日といたしましたところでございます。

使用済核燃料税の課税につきましては、1キロ当たり500円を賦課するもので、平成29年度の当初予算に約832トンを見込み、416,000千円を計上させていただいております。

使用済核燃料税は法定外目的税としており、原子力発電所の立地に伴い関係する事業に充てるもので、5つの項目に区分をいたしております。

まず、原子力発電所に対する安全対策として消防総務費、非常備消防費、社会福祉総務費等における19の事業に対して441,046千円が対象となっております。

次に、生業安定対策として、企画費、農地費、水産業振興費等における7つの事業に対して36,514千円が対象となります。

次に、環境安全対策として、環境衛生における1つの事業に対して787千円が対象となっております。

次に、民生安定対策として、道路橋梁新設改良費、予防費等における9つの事業に対して214,770千円が対象となっております。

最後に、原子力発電所との共生として、企画費、次世代エネルギーパーク事業費における2つの事業に対して55,885千円が対象となっており、計38の事業費749,002千円のうち416,000千円について使用済核燃料税を充当することになります。

また、平成29年度の原子力関連による歳入は、基金繰り入れ並びに基金利子の歳入を除きますと約3,267,000千円となり、当初予算に占める割合は42.4%ということになります。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

今の町長の答弁では、町の今年度の予算に占める割合は、九電関係のものについては42.4%ということですね。これは町長がいつも言われておりますが、玄海町は歳入の大部分が九州電力関係での補助金なり、固定資産税なりというふうなことであるわけですが、そういった中で、町長は原子力もあるまちにしたいということを常々言われております。

それは、そういった意味で町の財政収入についても地元のそういった関係の産業が活発になって事業がうまくいき、税金を多く納めていただくと、そういうふうなことを考えていると思います。私もそう思っておりますけれども、近年は農業でいうとハウス関係のイチゴ、あるいはミカン、それと最近では和牛が非常に高値になっておるようでございまして、玄海町は人口よりも牛の数が多いということを町長は言われておりますが、そういった意味では非常に追い風になってきているのかなというふうなことも思いますけれども、これは常に町のそういった産業に対する助成といいますか、指導をされておる結果じゃないかなというふうに思います。

なお、ふるさと納税にいたしましても、その納税の半分を地域の方でのお返し事業のメニューとして、畜産物、それから果実、野菜、魚、いろんな海産物、そういったものでお返しをされておりますので、それは町内の方々にとりましても非常に大きな収入源になっているんじゃないかなというふうに思います。

なお、今後は財政的にも非常に厳しくなるかもしれませんが、その中で町の基幹産

業の農業、それから商業、水産業ですね、こういったものについての指導、てこ入れ、そういうものを今後もぜひやっていただきたいなというふうに思っております。

次に、交付税の交付時期について質問を上げておりますが、これにつきましては、町の財政力指数が1を割り込むと交付税の対象になるということでございます。しかし、玄海町は今まで原子力発電所ができて以来、一度もその交付団体にはなっていないというふうに思っておりますが、それでいよいよ最近の町長なり執行部の説明を受けますと、もう交付団体はすぐですよ、目の前に来ておりますよということをおっしゃっておりますが、やはり交付団体になりますと国からのいろんな制約といいますか、自由に使っていいよと言いつつ、いろんな意味で内容についての精査もされますし、国からの指導という形でのそういったものも入るというふうに思っております。

そういった意味では、自主財源がある自分の町でそういった事業を展開できるというのは、国からもらわないでやるのが一番だというふうには思っておりますが、しかし、それには財源が伴うわけでございますので、交付団体になる時期というのは非常に注目をしているわけでございますが、そういった意味でいつぐらいになったら交付団体になる見込みなのか。

私は今度、核燃料税が入ったので、そういった意味でもまた延びるんじゃないかなというふうなことを考えておりましたが、事務局に聞きましたら、いや、それはカウントしないと。収入としては、財源には——もちろん町には入りますけれども、基準財政需要額での収入と申しますか、そういうものには入らないということをお聞きしたので、そういった意味でも時期がいつごろになるのかなということは非常に興味がありますので、町長に見通しについて御答弁をお願いいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

地方交付税の交付時期についてというお尋ねにお答えしたいと思います。

御承知のとおり、地方交付税のうち普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える場合、国から交付されるものでございます。

平成28年度の本町の算定結果で申しますと、基準財政需要額が2,063,797千円、基準財政収入額が2,080,450千円となっております、16,653千円の収入額の超過となりましたので、普通交付税は不交付の状況にございます。

平成7年度から基準財政収入額が基準財政需要額を超える状況が続いており、22年連続で不交付ということになりました。もちろん、その22年前は交付団体であったということですので、それは御承知おきいただきたいと思います。

それから、平成28年度、平成27年度を比較いたしますと、基準財政需要額が73,566千円の減少、それから、基準財政収入額が59,122千円の減少となっておるところでございます。

減少の主な要因としましては、基準財政需要額算定の多くの費目の単位となっている国勢調査の人口の減少によるものでございます。また、基準財政収入額については、固定資産税の償却資産分の減少によるものでございます。

次に、平成29年度については、当初予算を現在の算定基準で試算しますと、普通交付税は3,140千円交付されると見込んでおりますが、最終的な固定資産税の課税額が未確定であることや国の算定単位費用が不確定であることから、普通交付税算定後、交付されることとなった場合には9月補正予算にて計上したいと考えております。

また、平成29年度新規で課税する使用済核燃料税が普通交付税に与える影響についてでございますが、基準財政収入額算定の対象となるのは、どこの地方自治体においても課税されている標準的な地方税の法定普通税であり、本町の使用済核燃料税は特定の目的に使用するために条例で制定した法定外目的税となっておりますので、基準財政収入額の算定に含めない税収となっております。そのため、普通交付税の算定に与える影響は実は全くございません。

そこで、普通交付税の交付団体となる時期についてでございますが、玄海原子力発電所が再稼働となれば、九州電力の安全対策に係る設備投資部分への課税が行われるため、税収の増加が見込まれます。基準財政収入額がふえ、今後も普通交付税は不交付団体となっていくのではないかとこのように見込んでおります。

以前はいつなるかわからないと言っておりましたが、今の状況は少し逆になったということをお承知おきいただきたいと思います。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

ただいまの町長の答弁をお聞きしましたら、まだまだ今回の九電の再稼働に関してのいろんな作業というか、建物を建てたりというふうな相当数の対策をされておりますので、その

分が固定資産税として入ってくるようになれば、またさらに伸びるんじゃないかというような答弁でございました。それは、町にとりましては、非常にいいことじゃないかなというふうに思っております。

ただ、核燃料税の4億円については、それにはカウントしないということでございますので、町としては、目的税ではありますけれども、先ほど町長が答弁されましたようなことで、いろんな町の各施策に充当されるわけでございますので、そういった意味では、町の財政的にはこの4億円というのは非常に貴重な財源といえますか、そういうことになるんじゃないかなというふうに思っております。

それでは、次に参ります。

2番目の原子力災害時における対策についてということで、1番目に玄海原子力発電所3、4号炉の再稼働の見込みについてということで上げております。

これについては、先ほど井上議員も質問をされておりましたけれども、私もちょっと違った立場で質問をしてみたいと思います。

東北大震災が発生し、地震と津波により福島第一原子力発電所の事故が起きました。それから6年がたち、いまだに多くの方が自宅に帰れなく、避難生活を強いられております。本当に大変だというふうに思っておりますが、今までの原発の安全神話が崩壊いたしました。

そういった中で、国は新たな原子力規制委員会を設け、国内の原子力発電所再稼働については、新しい基準に基づき、各電力会社より申請のあった原子炉の再稼働について新基準に適合している発電所より再稼働が認められてきております。

九州電力は、規制委員会より安全審査に合格した玄海3、4号炉については、再稼働の同意を町に求められております。その中で、岸本町長は2月15日に「3月6日に同意」と。その日の翌日の新聞に発表されておりました。町長は、今まで議会答弁やいろんな委員会の中でも、町民の代表である議会の判断を待つて自分の判断をしたいということを常々言われておりましたが、なぜ議会の判断の出ていない時期に一部の新聞記者にそれを言われたのか、私は理解できません。

議会は、2月24日に原子力対策特別委員会に九州電力から来ていただき、説明を受けた後、岩下特別委員長は各委員の意見を聞いて賛成多数による再稼働の同意をいたしました。

今、日本中が一番注目をしている原発の再稼働については慎重に対応しなければならない中で、町長の発言は議会に対しても——24日に議会は結論を出しておりますので、その前に

そういった発言が出てくるというのは、非常に議会を軽視したような形での発言じゃなかったかなど。

これは、町長はどういうふうに答弁されるかわかりませんが、そういうリークがされたということ、しかも、一般の人たちはそれを真に受けて、議会はどのようにしているのか、いつ同意をしたのか、住民から、あるいは外の人からそういう問い合わせもあったと聞いております。

我々は2月24日にこの結論を出したわけでございますし、町長は今注目の人でありますので、十分に記者の皆さんにも、これはほかの新聞の方は3月の早い時期ということで日にちは示してありませんでしたけれども、こういうふうなことでリークされますと非常に町民も不安になりますし、また、議会に対しても、議員は何をしているんだと、町長が同意と言っているよというふうなこともなるわけございまして、我々議員としても、24日の判断は非常に重たいもので、議員一人一人それぞれがいろんな考え方、いろんな勉強をした上で結論を出したというふうに思っておりますので、そういった意味では、町長には今後は十分その発言については注意をしていただきたいと。

今、一番注目の的になっておる町長さんでございますので、そういった意味では、記者へのサービスも結構ですけれども、議会等の決定がまだなされていない時期にそういうふうなリークをされますと、先ほど言いましたように非常に町民の方も、出来レースというふうな感覚にもとられますので、今後、十分注意をして発言していただきたいと思っております。

それから、町長は、3月7日に九州電力に対して同意をしたと先ほどおっしゃいました。今後は県知事の判断が焦点になると思っております。恐らく佐賀県知事さんも非常に悩まれるんじゃないかなというふうに、今から各市町村長の会議、あるいは専門家の意見を聞いた上で判断をするというふうなことを知事は言われておりますけれども、それでは、町長としては玄海3、4号炉の再稼働の時期についてはいつごろになるというふうにお考えなのか、御答弁をお願いします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

大変お叱りを受けて、本当にそういう意味で心配をかけたことについては陳謝をいたしたいというふうに思いますが、私はそこまで限定して日にちをお伝えしたわけではなくて、う

ちも24日に特別委員会があるし、3日に県の説明会が終了するから、それ以降でしょうねという発言があのような記事になったというふうに私は考えております。

ですから、非常に言いわけをしているわけですがけれども、限定をして私は申し上げたわけではありません。ですから、結局は7日になったということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、3、4号機の再稼働の見込みについてですけれども、御承知のとおり、玄海原子力発電所3、4号機に係る新規制基準への適合性審査については、平成25年7月12日に原子炉設置変更許可、工事計画認可、保安規定変更許可が原子力規制委員会に一括して申請がされ、3年以上にわたる審査を経て、平成29年1月18日、原子炉設置変更許可申請について原子力規制委員会より許可がされ、1月20日には世耕経済産業大臣より九州電力株式会社玄海原子力発電所3号及び4号炉の再稼働へ向けた政府の方針についてが示されたところでございます。

引き続き、工事計画認可、それから保安規定変更認可につきましては審査が行われておりまして、認可等後には使用前検査を経て再稼働ということになるわけですが、審査終了の時期や使用前検査に係る期間も実ははっきりいたしておりません。現時点で具体的な再稼働時期は見通せないところでございます。

昨年の9月議会で脇山伸太郎議員の一般質問でも答弁いたしましたけれども、先行する川内原子力発電所の場合、平成26年9月10日に原子炉設置変更許可が出され、翌年3月18日に工事計画認可、5月27日に保安規定変更認可が出され、使用前検査を経て、平成27年8月14日に再稼働となっております。原子炉設置変更許可から実際の再稼働まで約1年程度の時間を実は要しております。

玄海3、4号についても同様に進んでいくものと考えておりますけれども、川内原子力発電所の経験を踏まえた対応となりますので、玄海原子力発電所は比較的早く進むのではないかと考えております。1年で最も電力需要の高まる夏までには再稼働を期待するところでございます。

九州電力に対しましても、一日も早い再稼働を目指し、円滑な対応を期待しているところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

今、町長が答弁されました。私は言っていないということなんですけれども、新聞にその日にちまで載りましたので、そういった意味では、町長は7日に発表されました。でも、6日には記者の皆さんと反対派の皆さんが大勢役場には来ておられました。恐らく6日に発表されるんじゃないかと、こういうふうな期待があったんじゃないかというふうに思います。そういった意味でも、今後十分に注意をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次に、原発事故発生時における避難道路の整備についてでございますが、原発3、4号炉の再稼働についての一定の見通しが立ちつつある中で、原子力規制委員会の田中委員長は、規制を通ったからといって絶対に事故が起こらないとは言えないというふうなことで、先ほど井上議員も言われましたが、想定を超える事故が起こらないとは誰も言えないと言われました。

そこで、福島で事故で住民の避難がとても大変だったということを知っております。玄海原発でも絶対安全がない以上は、避難道路の整備はぜひ必要ではないかと思っております。あつてはなりませんけれども、もしもということを想定しますと、やはり避難をする道路が車の渋滞でとても動けないと、現実には恐らく今の状況ではそういうことになるだろうというふうに想定されますけれども、この前の国からの説明の折にも議員の中から道路の整備を早急にやってくれと、こういうふうな要望もされました。

しかし、現実はどうなっているのか。私は、数十年前からといいますか、ほとんど道路の改良というのは、県道については、玄海町から唐津に抜ける道路についても改良はなされていないというふうに思っておりますけれども、この現状について町長はどのようにお考えか、御答弁をお願いします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

避難道路の件についてお尋ねをいただいておりますので、お答えしたいと思います。

本町において、玄海原子力発電所で万々が一、原子力災害が発生した場合に備え、放射線の影響を最小限に抑える避難等を確実なものとするため、玄海原子力災害対応避難行動計画を作成いたしております。

この避難行動計画において、住民の避難を円滑に実施するために、原子力発電所から30キロ圏外に指定された避難場所へ主要避難経路である幹線道路等を通り、避難するものとしております。

この避難経路の指定に当たっては、玄海町から避難場所がある小城市までの複数の道路の中で、住民がより円滑に避難できる道路を選定しております。つまり、避難用道路として指定して整備をしているのではなくて、道路の整備状況により、より円滑に避難できる道路を指定しているところでございます。

現在の原子力災害の避難経路としては、町内を4つのグループに分け、それぞれ別のルートで唐津市の竹木場に向かい、そこから全てのグループが県道唐津北波多線、国道203号を通過して小城市へ向かうルートとしております。

グループごとの竹木場へのルートですが、まず、値賀地区の大部分及び小加倉地区については、県道今村枝去木線から小加倉を経由して大型農道と呼ばれている県道鎮西唐津線で竹木場へ、次に花ノ木、栄、有浦下、有浦上、長倉、諸浦の地区は県道加倉仮屋港線から加倉を経由して先ほどと同じルートで竹木場へ、次に浜野浦旧仮屋小校区、新田旧牟形小校区の地区は、国道204号を南下し、町道座川内切木線を通り、切木で再び国道204号に合流して竹木場へ、最後に轟木、藤ノ平、田代、大鳥の地区は、県道肥前呼子線を切木方面に南下し、国道204号に合流して竹木場へ向かうルートとしております。

ここで町内の道路整備状況について御説明をさせていただきたいと思いますが、まず、国道204号については、一部の歩道未設置区間を除き、整備が完了しているものというふうに考えております。

次に、県道の整備状況について説明したいと思います。

県道今村枝去木線については、道路曲線半径が小さいゆえに通行車両が通りにくくなっている区間がございます。県のほうに局部改良等の要望をしておりますが、発電所建設時に一時改良整備済みということで整備事業に時間を要しているのが現状でございます。

県道加倉仮屋港線については、役場裏バイパス区間の整備が完了しましたので、現在は有浦上、山の田から唐津市枝去木区間の整備を進めていただいているところでございます。

県道肥前呼子線については、有浦下から小加倉までの区間の犬吠工区が工事中ですが、ほぼ整備が完了いたしております。

また、長倉から唐津市竹木場までの区間については、議員も御存じのとおり、西九州自動

車道北波多インターアクセス道路整備事業として行っておりまして、その先の県道唐津北波多線につきましても、県において整備を進めていただいております。

最後に、町道の道路整備状況につきましては、現在、町道長倉藤ノ平線、町道普恩寺小加倉線の小加倉地区及び普恩寺地区の整備を進めておりますが、これらの事業が完成すれば、幹線町道の整備が完了するものと考えております。

万々が一の原子力災害において、より円滑に住民避難ができるよう国、県と連携をして道路の整備等を行い、住民の安全・安心につながるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

今、玄海町の避難場所は一応小城というふうなことで設定をされておりますので、非常時災害については、そちらのほうへ避難をするということになるわけですが、その道中の道路が整備をされておらなければ、とてもじゃないけれども避難できないというか、この前の熊本の地震でもほとんどの方は車で避難するというか、そういうことをされておりました、その場合にたった500メートルの道路を大きな幹線道路に行くのに車で40分以上かかったと。歩いたほうが数倍早かったというふうなことで、それこそ渋滞をしてしまって動けない状態ということですね。恐らく玄海原発についても、あつてはなりませんけれども、もしもそういう状態が起きたときには、今の状況では恐らくそれと同じ、小城まで何時間かかるかわからないというような状況になるんじゃないかなというふうに思います。

そういった中では、先ほど町長が言われましたように、肥前呼子線からつながる大良、竹木場方面へ抜ける道路、これは町長が非常に尽力をされて、国から予算を取ってきて、県のほうで県道として整備をしてもらおうということを前に説明されておりましたが、これが今後は竹木場へ向かう一番の幹線道路になると思います。

そういった意味では、早急なる整備が必要であるというふうに思いますけれども、幾ら県が予算をつけても、やっぱり地元の同意というか、地元の協力がないとその道路はできないわけございまして、玄海町の地内ではございませんので、唐津市の方に御協力を願うということになるかと思っております。そうなりますと、町長は唐津の市長さん、新しい市長さんになりましたけれども、そういった方々とも十分協議をされて、早期の道路整備ができるよう

にひとつ働きかけをして、そして、土木事務所等にもその事業がうまくいきますような、そういうふうな働きかけというのを強くやっけていかれるべきじゃないかなというふうに思います。

また、先ほど申されました県道加倉仮屋港線ですか、そういったものについても計画はあるということですが、先ほど言いましたように、何十年来、道路はほとんど改良されていないと私は思っております。そういう中で、県としては、交通量とかいろんなものを加味すれば、こちらのほうに予算が回るというのはなかなか難しいでしょうけれども、今回、原子力の再稼働に当たった条件と申しますか、そういうものでももしも事故があった場合にどうするんだということを考えていけば、これは県にも強く働きかける必要があるというふうに思いますので、町長にはぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

それと、今、町道の整備のことを町長は言われました。私も避難については、先ほど言われましたように、竹木場へ抜ける道は何本あってもいいというふうに思いますし、日ごろ言われておりますように、もしも災害があつて、風向きによっては西へ逃げるのか、東へ逃げるのか、南へ逃げるのか、これはその状況に応じて避難をしなくてはいけないということになるわけですので、そういった意味でも、町内の道路網の整備は絶対必要だというふうに私は思っております。

この前、テレビを見ておりましたら、鹿児島県の薩摩川内市の避難道路についての放送があつておりました。あそこも多分、海岸線に1本、国道か何かがあるだけで、あとの逃げる道というのですか、避難する道路に行く方法がないというふうなことで、もしもそれが地震なり土砂崩れなりになったら孤立状態になる、逃げられませんかということを言われておりました。

それで、後ろの山のほうには農道等が幾つかあつたようでございますけれども、その農道の整備を早急にやっけて、もしも国道が塞がれてもそちらのほうへ逃げられるような、そういう対策をやらなくてはいけないというようなことを言われておりました。

私もうちの玄海町のことを考えて、今後はその避難をする幹線道路、避難道路としての位置づけをちゃんとして、そして整備をしていくと、年次をかけて、一度にはできないかもしれませんが、整備をしていくということが必要じゃないかなと思います。

特に、私は前にも言いましたけれども、長倉から大鳥へ抜ける、今は県道肥前呼子線ですね、これは後では変わるということになるわけですが、これが町道になった場合、非常に

カーブ等も多く、ここを避難するという事になれば、大型バス等も通れないような状況で非常に危険な道路であります。これを避難道路として位置づけて、そして、随時整備をしていくということを考えていただいたらというふうに思っておりますけれども、町長はこの点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、脇山議員から御指摘をいただいたのは、肥前呼子線の、要するに轟木、大鳥を抜ける道路のことだというふうに思います。

この肥前呼子線についても、町道に管理がかわりまして、その時点で私どもとしては路線を全面的に改良するとか、地形の状態から大きく迂回するなど大幅な法線の見直しがやっぱり必要になるというふうに思います。

沿線住民の要望とはかけ離れたことになる可能性がありますので、地域住民のニーズに沿った使い勝手のいい道路となるように、視距改良や局部改良的な道路整備を今後行ってまいりたいというふうに思っております。

ただ、県道ではないので、町である程度判断できるという利点をいただいたというふうに私としては考えております。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

この道路につきましては以前も質問いたしましたけれども、やはり今町長がおっしゃいましたようなことで、地域の皆さんも非常に道路が狭くて困っていらっしゃる部分もあります。

それで、町道ということでございますので、今後は先ほど申し上げましたようなことで地域の皆さんに十分御理解をいただいて、避難道路としての指定をして、そして、整備をしていくということをぜひやっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。

3番目の教育行政についてでございますが、教育長のみらい学園に対しての基本的な教育方針ということで、実は2月からですかね、新しい教育長さんで今後の玄海町の教育について一番先頭に立って頑張っていただかなくてはいけないことでございますので、幸い新教育

長は玄海町の出身でもあります。地域をいろんな意味でも御存じかと思しますので、そういった中で、新教育長の玄海みらい学園に対するそういった思い、それから、どのようにやっていきたいのか、その辺について教育長のお考えをお聞きいたしたいと思えます。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

脇山奉文議員の教育長のみらい学園に対して、基本的な教育方針についてという御質問にお答えいたしたいと思えます。

私は、先ほど御指摘がありましたように、平成28年12月定例議会において議会の御承認をいただき、平成29年2月1日より玄海町教育長として就任いたしました。

新教育長としての所信表明をということでございますが、その前に私の経歴について若干述べさせていただきます。

先ほどありましたように、私、生まれは玄海町仮屋で、小学校は旧仮屋小学校、中学校は旧有浦中学校に通いました。大学卒業後、唐津市の小学校や県の教育委員会で38年間勤務し、平成25年に定年退職をいたしました。退職後は約4年間、ことしの1月31日までですが、唐津市教育委員会で社会同和教育指導員として人権同和教育の啓発に努めてまいりました。

このたび、教育長の話があったときには正直迷いましたが、これまで生まれ育った玄海町で一度も勤務したことがありませんでしたので、これまで私を育ててくれた玄海町のために少しでもお役に立てればと思え、お引き受けした次第でございます。

私が教育長に就任し、玄海みらい学園に来て、約1カ月が過ぎました。実家の仮屋に帰るたびに、いつも仮屋橋の向こうにそびえ立つみらい学園を見ていましたが、初めて学園の中に入ったときは本当に驚きました。総ガラス張りで廊下から見える教室、ダ・ヴィンチ階段という名前のらせん状の階段、メディアセンターという名前のオープンスペースの図書室、全校児童・生徒が一堂に会して話し合いができるみらいホール、町民会館への渡り廊下など、何もかも豪華なつくりの校舎に圧倒されました。

もう一つ驚いたことは、学校内に教育委員会の事務室があることです。私の席もこの中にありますが、毎日子供たちの元気な声が聞こえてきます。子供たちは、このすばらしい校舎や施設の中で毎日学習に取り組むことができ、本当に幸せだと思っております。

さて、大変前置きが長くなりましたが、御質問いただきました基本的な教育方針について

お答えいたします。

御質問の教育方針を一言で申しますと、どんなことでも一生懸命に取り組む子供を育てたいということです。

先ほどお話ししましたように、私は38年間の教員生活と4年間の人権同和教育にかかわってまいりましたが、この42年間、ずっと教育にかかわってきて、この経験の中から言えることは、ありきたりの言葉ですが、どんなことでも一生懸命取り組む子供を育てるのが私の教育方針であり、私の使命だと思っております。

具体的に言えば、広報玄海3月号にも書きましたが、私はこのすばらしい校舎に負けないように、勉強や読書、部活や挨拶、それに一生懸命頑張る子になってほしいと思っております。そのための合い言葉として、みらい学園の子供たちには機会あるたびに「一生懸命は格好いい」と言い続けていきたいと思っております。しかしながら、一生懸命になれ、勉強を頑張れ、読書を頑張れ、部活を頑張れ、挨拶を頑張れと言っても、子供たちは簡単には頑張りません。全員が頑張るとは限りません。

イギリスのことわざにこういう言葉があります。馬を水飲み場に連れていくことはできても馬に水を飲ませることはできない。意味は、水を飲むかどうかは馬が決めること、子供が勉強などにやる気を出すかどうかは子供自身が決めること、子供のやる気次第という意味です。ここに教育やしつけの難しさがあり、また、やりがいもあります。

では、どうすれば水を飲みたいという気持ちにさせるか。つまり、子供たちに学びたい、実践してみたい、挑戦してみたいというやる気を出させるか。そのためには、教師や教育委員会だけが幾ら努力してもなかなかうまくいきません。保護者や議員の皆様を初め、地域の皆様も一緒になって知恵を出し合い、工夫をしてこそ、初めてうまくいくと考えております。どうかこのことを御理解いただき、子供たちの教育のために積極的な御協力と温かい御支援をお願いしたいと思っております。

玄海町の教育行政の責任者として玄海町のために尽力してまいりますので、どうか町民の皆様、議員の皆様方の御指導、御鞭撻を何とぞよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

今、中島教育長の力強い決意表明をしていただきました。それで、今後ぜひ、先ほど言われましたようなことを実践していただきたいというふうに思います。

教育長も言われましたように立派な校舎ができておりますので、あとは中身をどうしていくか、これが一番大きな問題であろうかと思っておりますので、そういった意味では、大変御足労ですけれども、しっかり頑張ってくださいというふうに思います。

次に行きます。

教育委員会の事務処理ということで質問をしたいと思いますが、実は私も何回か教育委員会のほうに行かせていただいております。先ほど教育長が言われましたように、恐らく学校の中に教育委員会があるのは日本でもここだけじゃないかと。私も今までそういったものについては聞いたり見たりはしておりますが、教育委員会が学校にあるというのは聞いたことがございません。

小柳前教育長は、教育委員会は一番身近なところに置くべきだというふうな考えの中で設計をされ、今日に至ったわけですが、ただ、実際的に行ってみますと教育長室がないんですね。そして、職員の皆さんの一角に机があって、来客についても、それこそオープンといいますか、非常に狭いスペースに机が置いてあります。

ということで、なぜそういうことを言うかといいますと、教育長は今、もう取り組んでおられますけれども、教職員の人事というふうなことで、いろんな面で非常に苦労されておると思いますが、そういったものについても、いろいろ交渉をしたり、水面下の話をしたりというふうなことで、私はそういった話をする独立した部屋というのは——あの部屋で、皆さんオープンの中でできる話ではないというふうに思っております。

ですから、そういった意味でも教育長さんの部屋がないというのは私はおかしいなというふうに思っておりますが、これにつきましては、でも議員さん、あなた方がこれを承認したわけでしょうというふうなことで言われましたが、私たちも教育委員会が入ること自体もそれでいいのかなというふうに思っておりましたし、また、教育長室がないというのも実のところ、我々も正直言いまして気づかなかったというか、そういうふうなことでございます。

しかしながら、現実には教育委員会の委員会も月に1回か2回されておると思いますが、その委員さん方が集まって座る椅子というのですか、そういった談笑する部屋もないというふうなことでは、職員も身近におって非常にいいというようなこともありますけれども、しかし、私は教育長室は別にあって、ちゃんと独立したものでいろんなお客の対応とか、そ

ういうものもやっていくべきではないかなというふうに思いますが、今の学校のスペースを見てみると、ほとんどそういうものはできそうにもないわけですが、この件について教育長はどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

ただいま脇山奉文議員から教育委員会の中の事務室、事務処理についての御質問がありました。

教育長室がないという御指摘がありました。まずはこれまでの経緯と今の教育委員会の中の実態を少しお話しいたします。

御指摘のように、小柳前教育長は、玄海みらい学園が開校しましても町民会館の中に在籍されて、そこに教育長室がございました。私は2月1日に就任して、現在、玄海みらい学園の中の教育課学校教育係と同じ事務室に席を置いております。

もともと教育委員会は学校教育課と社会教育課の2つの課があり、社会教育課は町民会館内にあったということですが、平成19年度の課の統廃合により、平成20年度から今の教育課になりました。しかし、社会教育係はそのまま町民会館内に事務室を構えております。そのような状況もあり、平成24年度における玄海みらい学園建設の設計段階では、玄海みらい学園内の事務室には教育課の学校教育係だけが入る予定だったと聞いております。

玄海みらい学園が開校する前は4つの学校があり、玄海町役場内にある教育委員会室へ先生方が来てあったと思います。私自身も校長のとき、市の教育委員会に何度も足を運んでおりました。頻繁に会議がある場合などは、移動だけでも相当な時間をとられておりました。

全国でも学校に教育委員会の事務局が入るということは本当に珍しいことで、ここだけとは思いますが、昨今よく言われております教員の多忙化を解消するため、移動時間の削減や教育委員会とのスムーズな意思疎通、校舎管理など事務局職員で対応できる業務についてはカバーして、その時間を玄海町の子供たちの教育に注いでもらおうという思いだったのではないかと思います。

教育長としての重責を担い、その職務を全うするのに、教育課長や学園長との連携は欠かせないものと思っております。そのためにも、常に現場を見ることができると今の場所に席を置くことは、私は大変重要だと思っております。

また、平成29年度、新年度からは玄海みらい学園内の事務室に社会教育系の職員も移動させ、学校教育だけではなく、生涯教育にもさらに力を入れてまいろうと考えております。そのようなことから、現在の玄海みらい学園内に教育課の事務室を置き、工夫しながら事務室を使い、私もそこで業務を行ってまいろうと考えております。

しかしながら、今、議員御指摘のように、大事な人事の話とか、職員の面談とか、来客とか、そういう対話をする部屋がございません。それで、現在は廊下の片隅にブラインドで少し仕切りをしまして、テーブルを置いて、ちょっとした部屋をつくりまして、そこで今言ったような大事な話をしているところでございます。

ですから、教育委員会の中に私の席があるということは、教育長室があればもっといいんですが、今は割と不自由はしておりませんので、今のままでやってまいろうかなと考えております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

今、教育長は余り不自由はしていないというふうなお話でございましたけれども、いろんな秘密のお話とか、そういうものもありますし、あるいは教育委員さんが来られて、くつろがれるというか、そういうふうなスペースというのも私は必要じゃないかなというふうに思っております。

そういった意味では、やはり教育長室の設置というのは、今のスペースでは無理とは思いますが、今後は何かいろいろ考えることはできるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそういったものを考えていただきたいというふうに思っております。

これについては、教育長さんのほうがそういうことであれば、別に今後の話でございますので、十分協議をしていただきたいというふうに思います。

それでは最後ですが、奨学資金の状況についてということで、今、奨学資金をたくさんの方が借りられて、玄海町という非常に地域的にへんぴな町村でありまして、ここから上級学校へ行くというのは非常にお金と時間がかかるわけございまして、我々家庭としても、子供たちを学校に行かせるというのは、なかなか経済的にも厳しいものがあるわけです。

しかしながら、町の奨学資金制度ができて、その借入れをされることによって町民

の皆様の大学や専門学校への進学が飛躍的にふえたというふうに思っております。

ここで私がお聞きしたいのは、その奨学資金の現状と何名ぐらいの方が今借り入れをされておられるのか、昨今の状況では社会人になって返すお金の工面と申しますか、返還金に生活の負担を強いられる、生活の中で償還金というのは大きな負担をされておると申すふうなことで、返し切れないと申しますか、そういうものも多々出てきておると申すふうなことで、そういった中で、国は一部については返さないでもいいよというふうな、状況によって減免等もされるようなお話も新聞等で載っておりましたが、玄海町としては、今の現状と、それから、今申し上げましたようなことで生活困窮になった場合の対応についてはどのようにされておられるのか、教育長にお聞きしたいと思います。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

脇山奉文議員から奨学資金の現状についてという御質問がありました。お答えします。

現在、本町には玄海町奨学資金制度がありますが、この制度は昭和38年、堀田医院の前院長、堀田一郎氏の寄附金を原資として発足し、平成4年度より対象者を拡充したり、貸付限度額の引き上げなどの改正を行いながら現在運用しているところでございます。

平成27年度末現在の玄海町奨学資金貸付基金の残高は359,269,895円、貸付金額が223,851,250円となっております。

現在の奨学資金貸付額は、月額、高校は上限20千円、専門学校は上限40千円、短大、大学、大学院は上限60千円となっております。これまで、昭和38年の制度創設以来、延べ676人に奨学資金を貸し付けております。

平成28年2月現在の償還者数は110人で、それと別に分納誓約者が14人、合わせて124人が現在償還をされているところです。

ここ数年の貸し付けの状況を言いますと、平成27年度は8人、内訳は高校1人、専門学校3人、大学3人、大学院1人、平成28年度は6人、内訳は専門学校2人、短大1人、大学3人でございます。

平成13年から平成21年ごろまでは毎年約30人前後のたくさんの貸し付けを行っておりましたが、ここ四、五年は10人前後と少なくなっております。この奨学資金貸し付けは、玄海町の未来を担う子供たちの高等教育等就学の一助になっていると思っております。

それで、議員御指摘のように返還しやすい制度かということでございましたが、先ほど申しましたが、玄海町の奨学資金貸付額は、高校生、月額ですが、上限20千円、専門学校40千円、短大、大学、大学院60千円となっております。ちなみに、唐津市では高校で年額200千円、月に直しますと約16,700円、大学は入学、編入時に一括1回限りの600千円、武雄市では高校で月額12千円、大学で月額20千円です。

このように、他の市町と比べましても玄海町は高額な資金の貸し付けを行っております。貸し出す金額が大きければ月の返済額も多くなるため、平成26年度からそれまでの返済期間を高校、専門学校が4年から6年に、大学、大学院を8年から12年に1.5倍に期間を延長する改正を実施したところでございます。また、返済者が病気などにより収入が不安定になった場合には、個人個人に対応し、分納などの処理をして返済がしやすいよう取り組んでいるところでございます。現在、全て返納されていると聞いております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

今回の質問は、平成29年度の予算編成における予算の特徴と主な事業について質問をいたしました。

新年度より課税される使用済核燃料税については、使途内容についてお聞きしましたが、今後、町民のための有効な利用をしていただきたいと要望したいと思っております。

次に、原発事故発生時の避難道路の整備につきましては、今、町長のほうから答弁がありましたけれども、やはり一番は大字長倉から大良を通過して竹木場への道路、これについては非常に多くのお金がかかって、いろんな意見も出てきておりますけれども、私は避難道路の一番幹線になる道路だというふうに思っておりますので、ぜひ強力で町長は押し進めていただきたいというふうに思います。

教育長におかれましては、新しく就任され、今後の玄海町の子供たちをどのように育てていくのか、小中一貫校として認められた学校の指導について大いに期待をするものであります。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で脇山奉文君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。10番岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

議長の指名を受けて、一般質問をしたいと思います。

私は、玄海原子力発電所の3、4号機の再稼働についてということで、安全性と必要性について町長にお尋ねしたいと思います。

原子力対策特別委員会で先月結論を出して、結論というのは特別委員会での結論でございますが、賛成多数で再稼働に同意をいたしました。その後を受けて町長は、議会の判断を受けた後で自分で改めて考え直して可否の判断をするということで、今月7日、おとといですね、九州電力に伝えたということですけど、そのときに、先ほどの脇山議員の一般質問の中で報告をしたとありましたが、これは報告じゃないんじゃないかと思うんですよ。報告というのは、自分からお願いしていたのをそういうふうに伝えた、だから伝達でもいいし、そういう言い方がいいんじゃないかと思います。

まずは、安全性についてお尋ねをしたいと思います。

福島第一原発が、あのように地震と津波によって最悪のメルトダウンまで至ったということは皆さん御承知ですので、詳しくは避けますが、大地震によって原発は自動的に停止をした。そのときに、外部電源が送電線が倒れたりして供給不能に陥った。そこまでは想定されていたんでしょうが、その後、津波が押し寄せて所内の電源を喪失、破損した。非常用発電機、蓄電池、配電盤、これらが水没して一時起動していたディーゼルエンジンがとまって全ての電源がなくなった。それにより原子炉を冷やすことができなくなり炉心が損傷、そしてさらに熱が上がり水素が発生し、格納庫容器破損、そして水素爆発に至った。

原子力安全保安委員会は、想定外の事故だったということを重ねて言っておりましたが、地震、津波、これは想定外じゃなくて国会でも問題になっており、共産党の吉井先生でしたか、そういう質問をされておりました。そして、各科学者の専門家のほうからも指摘されて

いたということで、それを甘く見ていた、それを保安院、エネ庁あたりも想定外の事故が起きてメルトダウンに至った、そして水素爆発に至り、広い範囲で放射能汚染をしたということでございますが、もともと三陸沖の日本海溝がありますが、7,000メートル以上の深さ、そこに太平洋プレートがあり、太平洋プレートにユーラシア大陸のプレートが乗りかかる形で日本があります。そのプレートがずれて地震が起こり津波が来たということは、過去にも数回あっております。そういう事象が1,000年、2,000年の間に何回もあったにもかかわらず、それを油断して東京電力は所定の仕事をしていなかったというふうに私たちには映ります。

同じく東北電力の女川発電所に視察に行きました折には、女川でも、どうしようか、少し下げて冷却水を上げるのに効率のいいやり方をしようかという議論はあったそうですが、いや、過去においてこういう津波があったから下げるべきではないということで高いところに設置をした、それでようやく難を逃れたということを知っていました。そのように東京電力の福島第一でも第二でもやっておれば、このような事故は防げた。日本の原子力科学技術でもってやれたということだというふうに私は思っております。

それに比べて、玄海原発がある日本海側、この東シナ海、玄界灘では水深が深くても300メートルぐらいで、先ほど言ったような大陸棚やプレートは、大陸棚はありますが、プレートはありません。だから、玄海原発であのような大地震が起きる心配も余りないだろうし、これはもう自然のことだから絶対ということは言えませんが、もし起きたとしても玄海原発、この辺で私も調べた限りでは、この1,000年以上、そういう津波が押し寄せたということはありませんでした。

それを同じように、新しくできた規制庁では太平洋側も日本側も十把一からげで、こういう基準のもとに設備をなささいということで、その設備をした上で、今回、規制庁の認可がおりたわけですけど、町長、そのように太平洋側、日本海側の違いはお互いにわかるというふうに思いますが、この安全性について町長はどのようにお考えか、まず所見を伺いたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

岩下議員の安全性ということについてお答えをしたいと思います。

平成25年7月8日に施行された新規制基準は、福島第一原子力発電所事故の教訓は全て反

映され、さらに IAEA、アメリカ、ヨーロッパの基準と照らし合わせて漏れないことを確認してつくられたもので世界最高水準の基準であると認識しております。

また、新たな知見はその都度、規制基準に盛り込まれることとされ、その規制基準は全ての原子力発電所に適合されることになっており、このことにより常に原子力発電所に対して安全対策が求められております。

ただ、今、岩下議員御指摘をいただいたとおりに、私としても太平洋側と日本海側では条件は少し違ってくるのではないかと。今、御披歴をいただいたように、日本海は、特に私どもの日本海側の海際は海の深さが300メートルほどしかありませんし、陸地が途中であって朝鮮半島に240キロで到達するような距離でございます。そう考えると、私は大きな津波は非常に考えにくいと、これは物理学上も必ずそうだというふうに私は思っております。

また、九州電力は炉心損傷防止、格納容器破損防止、放射性物質拡散抑制、緊急時対策所など重大事故に万全を期す対策を実施し、平成29年1月18日に原子力規制委員会より新規制基準に適合するとの判断がなされ、原子炉設置変更許可が出されたところでございます。

また、平成29年1月20日には、世耕経済産業大臣より九州電力株式会社玄海原子力発電所3号及び4号炉の再稼働に向けた政府の方針が示され、原子力規制委員会が世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原子力発電所のみ、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めるとされるエネルギー基本計画に基づいて原子炉設置変更許可が行われたことから、3、4号機について再稼働に求められる安全性が確保されることが確認されたと表明がされました。

本町としましても、幾度となく新規制基準や安全対策状況の説明を受け、現地視察を行い、安全性の確認を行ってまいりました。

これらのことから、玄海原子力発電所は管理面や地震、津波などの自然災害に対する立地条件も含めて、日本で一番安全な原子力発電所だと私は考えております。

それから、先ほど岩下議員から御指摘あったように、報告というのは、やっぱりちょっと私も言い方を間違えたかなというふうに思います。そのように伝えたということでございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

町長においても、玄海原発の立地している地点は日本で一番安全な場所だというふうに確信をしているということですね。

しかし、その確信を町民にどのように伝えるか。安全・安心、これは非常に安心の分は心の問題で難しい問題ですけど、幸いに町長、玄海町では原子力の勉強会をして、ヨーロッパにも一般町民にも行ってもらって理解を深めているということで、非常にいい行いをしているというふうに思っております。そういうふうに理解をしてもらう行動をする、それは既に進んでおりますが、事、小・中学生、高校生、子供たちに対しては余りその辺が行き渡っていないんじゃないか。教育長には通告はしておりませんでした、やはり玄海町に立地している原子力発電所が、こういう地形で過去においてもこうだ、そしてこれから先も原子力発電所を稼働するならば、子供たちにもちゃんとした理解をさせようと、それは日本中の地理、歴史にも並んで外国のことも勉強になるというふうに思っております。町長、教育長、どちらでも構いませんが、そういうものも進めるべきじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、岩下議員御指摘をいただいた子供たちに対するエネルギー教育という形のもので、ぜひ子ども、みらい学園の中でそういう学習機会を設けてくださいと、実は前小柳教育長には申し上げておりました。しかしなかなか、やはりそれがすぐに実にならずに、今回は新中島教育長としっかりとそこを打ち合わせをして、私は子供たちにこういったエネルギーの勉強会をさせていくことは、非常に玄海町民にとって、玄海町にとって大事なことはないかと私も考えておりますし、これは賛成する反対するとかそういう問題ではなくて、知識として持っていただくような今後も努力を続けていくよう教育委員会と相談をしてまいりたいと思っております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

原子力規制委員会の田中委員長に佐賀新聞がインタビューをしております。「昨年末、四国電力伊方原発の地元住民と直接話したが、漁民の方が「もっと勉強しなきゃ」と言われて

いた。」。地元民が自分でもっと勉強しなきゃ、それに反対する人たちも、もっと私たちより勉強をして反対をしなきゃというふうに思いますし、自分から進んで勉強しようという気持ちにならなければ身につかない、反対のための反対をするべきじゃないというふうに思います。それはもう個人の考え方で、これは私の考え方ですけど、そういうふうにもいつも考えております。

そして、原子力は物理や化学、電気、機械など各分野の総合技術ということは、学力が相当高くなければ、これを動かすこともできない。残念ながら玄海町の子供の学力は、1人あたりには相当予算はつき込んでおりますが、佐賀県でも最低クラスというレベルがずっと続いております。どうしたら学力を上げてこういう分野でできるのか。

余談になりますが、就職をしますよね、高校を卒業するころになると就職の相談がたびたび来ますが、できる子は相談に来ないんですよ。なかなか試験に上がれないから、どうかならないか、だから私たちは地元優先で採用してくださいということをお願いしておりますし、地元の子供たちがそのプラントで仕事をしていれば、安心の面では大変重要なことだと思います。そして、実際に学力があって、もう稼働して40年ぐらいになりますから、この玄海原子力発電所の所長ぐらい玄海町の人でやってもらいたいというのが私の本音です。

だから、そういう総合的な科学技術の力を身につける、歴史的なことも考えることができる、そういう子供を、教育長、ぜひ育ててほしい。先ほど一生懸命やる子供を基本に、一生懸命やる気持ちを持たせる、これには育友会も地域も巻き込んでということを実行していただきたい。きょうは答弁はいいですけど、そのような面で努力をしていただきたいというふうに思っております。

田中委員長が、このインタビューでは結構いいことを言っておりますし、「今後も、原子力賛成の人も反対の人も利害関係者がさまざまなことを言うと思うが、この精神は変えない。」ということは、透明性、科学的な中立性、世界で最高の規制基準、「やっかいな存在なのです、ここは。そのやっかいさを堅持していくことに存在意義があると思っています」ということで、これからも、こういう厳しい姿勢は貫かれると思います。

我々も、一旦やったものを次からやわらかくするということはありませんし、そういう意味で田中委員長は絶対安全とは言わない、科学者ですから絶対と思っているでしょうが、絶対と言ったときから心の油断が始まり、次の事故につながっていくのではないかという意味で絶対とは言わないというふうに答えておられますし、私たちも絶対ということは自然現象

においては誰も言えない、いつどういうふうになるかわからない、だから絶対は言えないでしょうけど、絶対というのは私でも町長でも生者必滅、生あるものは必ず死が来る、これだけは絶対ですから、しかしそういう事象が、自然現象があってもそれを子孫たちにつないで、これからも平和で豊かに暮らせるような道を探っていくのが私たちの務めだというふうに思っております。

だから町長、安全・安心の分で、安全性についてということで先ほども述べられましたが、もう一度、町民が本格的に安心できるような言葉で何かいい言葉がないかなと思っておりますが、何かそういう言葉はないでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

大変、非常に難しいお尋ねであります。田中委員長さんがおっしゃったように、絶対安全ではないということは私も、今、岩下議員が御指摘いただいたような形で理解をさせていただいております。

私なども、自分の周りの者には絶対安全と、絶対とはなかなか言いづらいということは申し上げたつもりですけれども、やっぱりそれでは町民の方に安心感を与えることからちょっと遠のいていきますので、今、御指摘をいただいたように、私は私なりの責任を持って安全・安心なんだということを私は断言をしていきたいというふうには思っております。

ただ、それにかわる言葉というのが、今、御指摘をいただいたように、何かわかりやすく端的に皆さんが理解をいただけるような言葉というのが、なかなか後をついて出てこないわけですけれども、現実には社会生活をきちんとした形で我々は安定した中で豊かな生活を求めて欲していくわけですから、その中でいかに平和で豊かな社会をつくっていくのに安全は必要なんだと、そういう意味でも、そのトータルで物事を考えていけば、安全と社会の安定性と生活の安定性というのは必ず一緒になって行政としてはつくっていかなければいけないというふうに私としては説いていきたいなというふうには思っておりますが、繰り返しになりますけど、端的にいい言葉が浮かんできません。ぜひ、よければ議会のほうからも御指摘をいただいて、こういう表現はどうだというふうに御指摘をいただけるほうありがたいかなというふうに今の時点では思っております。また、ひょっとしたら私たちのほうで浮かびましたら、また皆さんにお伝えをしたいというふうに思います。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

次は、原子力発電所の必要性についてお尋ねしたいと思います。

電気は私たちの生活に欠くことのできない、ということは必要不可欠なものであります。ここでは絶対と言っていいと思います。今、電気がなければ生活ができない、私たちが子供のころは、まきの世界でしたし、そして次は石炭から石油、ガスも含めて、そして今、電気が主流になっております。電気エネルギーの安定供給、そして低コストでの供給、それが環境へどのような影響を及ぼすかということで、一般的に言われております地球温暖化ですけど、やはりそういう面では、原子力発電所がすぐれたものを持っているということは言い過ぎではないというふうに思っています。

日本のエネルギーの自給率は6%、化石燃料も輸入に頼っております。私たちが子供のころまでは石炭がとれていましたが、しかし今では石炭をとるにも採算が合わなくなって、これも全て海外から輸入しております。石油の依存量は中東で原油依存しているのは82%、天然ガスが26%。中東はいつも何かの紛争をやっておりますし、あそこのホルムズ海峡で封鎖されれば日本には石油は一滴も来ない、しかしその分をどこで補うかということになれば、もう第1次、第2次とオイルショックがあったわけですけど、その比ではないくらいの混乱が起きるわけでありまして。だから、国としてもエネルギーのベストミックスはどうなのかということで原子力、あるいは化石燃料、そして再生可能エネルギーというふうに検討を進めております。

日本が平和で豊かに、私たちが子供のころからすると今は豊か過ぎて、日本人皆が平和ぼけになっているんじゃないか、平和憲法さえあれば誰も邪魔はしないし、豊かに暮らせるんだというような論法もありますけど、私は決してそうは思いません。

エネルギーの自給率を、今6%を、原子力を発電することによって2030年のエネルギー自給率を今しておりますが、国会では野党あたりが今すぐゼロにせろという政党もありますし、30年代にゼロにしようとか、今度の選挙目当てに原子力発電所をゼロにすれば選挙は勝てるのに、なぜしないんだと言うばかみたいなことを言う元総理大臣もおります。しかし、日本の国が平和で安定していくためには、今、稼働することができる原子力発電所を稼働して、無駄なお金で化石エネルギーを買わずにコストを下げた生産活動をしていくことが非常に大

事だと思っております。

日本は資源が乏しいので外国から輸入して、それを科学技術によって加工貿易をして外国に売り、そのお金で食料も買っております。食料の自給率もカロリーベースで40%、そして防衛力も日米安保条約でアメリカが守ってくれるということですが、自分一人では守れない国、いわゆるエネルギーにしても食料にしても防衛にしても自分一人では何事も完結しない国、世界中を見渡しても自分だけで完結できる国というのは数カ国しかありませんが、世界第3位の経済大国である日本がそのような状態です。

これを一つでも欠いて、もしいざというときに事に当たれば日本は転落していく。今の豊かな平和な幸せなど、どこにあったのか、それを助長するような政党が大手を振ってまかり通って、また私に言わせればマスコミがあおると。マスコミの書き方によって、みんなが不安に陥る。こういうことを言えば、またすぐマスコミがいろいろ書くんでしょうけど、私はこれは正論だと思って言っておりますから、いかに書かれようと構いませんし、町長もその辺はいつも言い過ぎるほど言っておりますので、私の立場と町長はちょっと違いますけど、そういう国に住んでいるということは、いかに自分が覚悟をしてこれから先の身を処していくか、子孫に後を託していくか、残していくかということでしょうけど。

町長、近隣の首長の中にも賛成の人もおれば、反対の人もおる。ここでよその首長のことを出すのはいかがかとも思いますが、しょっちゅう新聞で堂々と発言をされておりますので、私も名前を出して言いますが、伊万里の塚部市長、彼とは私も議長のころ再三会っておりますし、最初から反対を言い始めたのは、もう6年ぐらい前ですかね、この事故があってから。その後でも塚部市長と会ったときに、塚部さんどういことですかと、そしたら、いや、私は原子力に反対じゃないとですよ、ちょっと言わにゃいかんからそういうことを言っておるというようなことでしたが、最近は全くトーンが変わって、本当にこの原子力は危ないんだ。危ないものを制御していくのが科学の力だというふうに思っておりますが、この塚部市長が、原子力発電所がなくても何事もなく日本の経済は回っていったし安全性を欠くことは何もなかったというふうなことを言っておったと思います。

その間に、これは24年の2月ですけど、九州電力の大分火力が燃料パイプか何かが凍結して発電不能になりましたよね。これも、これこそまた予期しないことが起きて、そのときに電気を供給するのをやめるわけにいかない、恐らく中国電力か関西電力あたりから融通して電気を送ってもらったと思うんですけど、そして大口需要家には電力を使うのを少なくして

ください、操業停止がありました。操業停止まではいかなくても、出力を抑えてくださいというようなことはあったと思います。そのようなときに、どの程度の損害が出るものか。

そして、あそこにはSUMCOという半導体用のシリコンウェハー製造大手の会社がありますよね。そして、その工場では、日本最大級の工場ですけど、製造する上で大量の水を使うということで緊急に、これは町長が県議のころの話ですよ、企業誘致でSUMCOを誘致する、SUMCOを誘致するのはいいが水源がないと、その水をどこから引こうかということで有田川から引こうということで、その工事費は幾らかかるか、そしたら150億円かかったそうです。その150億円のうちに50億円は経済産業省の企業誘致に関する補助金、これは前の古川知事が一生懸命になって経済産業省から受けてきた補助金だというふうに私は理解しております。そのころの議長が原口議長で、原口議長からもそういう話を、伊万里にはこういう形で頑張っているんだよということを聞いたことがあります。150億円のうちの50億円を経済産業省、そしてあと100億円を伊万里市で起債をする、そして償還を元利ともに県と伊万里で半分ずつする。ということは、実質的には伊万里の起債は50億円ということですよ。

それで、たしか操業して1年目ごろに、この事業税といいますか市民税、市税が20億円ぐらいいったんじゃないかなと思うんですけど、そういうことは調べてありますか。SUMCOからどれぐらい伊万里に行っているか、企業誘致によってどれだけ潤っているか。そのための市に財政的な潤いと、従業員も1,000名ぐらい雇う予定でしたから、そういう市民税とかありますよね。そういうものはわかっておられるのかなというふうに思うんですが、先ほどの電気の九電の大分火力がしたときに、原発がなくても何事もなく経済は回ってきたんじゃないかということでしたけど、ちょっとそれに私は異議があって今こういうことを言っているんですけど、この議会前に議長と相談をして特別委員会でSUMCOと名村造船所に視察に行こう、もし電気がなくても——電気がなくてもというか、原子力発電所、福島第一が事故をする前と今とでは家庭用で20%、工業用で30%値上がりしているわけですよ。それが原子力発電所を稼働すれば元に戻ると。そういうときに何の影響もないということを隣の市の首長が言うと。

そういうことに対して町長、先ほどの数字がないならないで構いませんが、恐らく相当な税収もあっておるだろうし、こういう企業にとって3割の高い電気代、その辺の影響をどのように考えられますか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、岩下議員が御指摘をいただいたSUMCOさんもそのとおり、私も20億円ぐらいの税収があるのではないかというふうに思っております。ただ、数字を調べたわけではございません。

それから、実はあの工業団地にはSUMCO以外にも名村造船さんであるとか、ほかの企業も実は入っております、ほぼどの企業をとっても電気を使わない企業は実はないわけがあります。そう考えると、そちらからの税収というか歳入は伊万里市さんにとっては結構大きなものがあるのではないかなというふうに思っておりますし、先ほど例に挙げられた新大分発電所についても、新大分発電所だけで実は240万キロワットが一時期とまったわけです。240万キロワットというと、私ども玄海の3号機、4号機に匹敵をする実は発電量でありまして、火力が常に実はいろんな電力をカバーしてくれているわけではありません。そう考えると、そこはもう少し、やっぱり伊万里の市長さんにもしんしゃくをしていただいて、考えた発言をしていただければありがたいなというふうに思います。

私も、きのうの新聞でしたか、見たら、もう少し周りに配慮してほしいとかいう発言が新聞に載っておりました。本当にそうかどうかわかりませんが、私も十分、伊万里さんのことも考えながら、唐津市のことも考えながら私は判断をさせていただいているところでもありますし、先ほど県議会の原口議長さんが伊万里について一生懸命力を入れておられたとき、実は私はずっと原口議長さんのお供をしておりましたので、十分内容についてはわかっているつもりでございます。そういう意味では、電源交付金も伊万里には大分流させていただいているはずですので、もちろん原子力の電源交付金ではありませんけれども、電源交付金が流れているのは事実でございますから、そこは、やはり少ししんしゃくをしていただきたいと思います。私の愚痴になるかもしれませんが、今、岩下議員さんから御指摘をいただいたので、全くそのとおりだなと思って今聞かせていただいているところです。ぜひ、そのように私は自分の信念の中でしっかりとした形で今後も自分の考えを明らかに示していきたいと考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

もう一つの自治体、これは長崎県の壱岐市ですけど、ここの市長さんも反対をしておられます。実は壱岐市には電力の鬼の松永安左エ門の生家があって、石田町が生家ですね、だからそういう市長が出たのかなと不思議でなりません、九州には離島が多いですよ。その離島も本土も電気料金は一緒、しかし自由化になってくれば将来そういくのかなと。離島では壱岐でも対馬でも五島でも、電気を売れば売るほど赤字が大きくなるという事情があるんです。皆、内燃機発電だからコストが高いんですよ。だからということだったんでしょうけど、この事故の前には壱岐には本土から海底ケーブルを引いて、この玄海原子力の電気を送る予定だったんですよ。ところがこういう事情になって、今その事業はとりやめになっておりますが、もし自由化でどこにでも、東電ももちろんどこに出かけてもいい、ガスも扱ってもいい、九州電力も外に出ていってもいいということは、よその電力から福岡とか北九州とか密集地にはどんどん安い電気があるかもしれませんね。そうしてくると、私たちは離島は要りませんよ、九電としては言いたいわけでしょうね、コストが高くて電気を売れば売るほど赤字幅が多くなってくる。そういうこともこの首長さんたちは考えておられるのかなと。本当に住民の生活を守るというならば、日本の工業力をするのにもコストをいかに引き下げるか。私たちが漁業をして魚を養殖していても、いかにコストを安くするか。ハウスマシンをつくる人たちが、去年は町民税を増額補正しましたよね。これは町と県の補助によってヒートポンプをつけた。それにより油を少なく使ってそのコストが安く上がったから、よいマシンができた。結局、高くなって税金を余計払ってくれるようになったと。そういうコスト意識がこの方たちにはあるのかなと。

原発がなくても何事もなく過ごした。それは、たまたまの面もあるんですよ。原油が安く仕入れられた、原油が安い上に円高になってきた。この五、六年、そういうふうには円高基調だったし、原油も安く来た。だから何事もなく平穏に行ったように見えますが、これがもし逆だったとしたら、日本の工業力は韓国でも中国でも負けてしまって、日本のものは高いから買いませんよということになったであろうと思われるんですよ。

造船が、一番今はそうですね。日本も昭和30年ごろから造船大国として世界で一番の造船量を誇っておりましたが、中国から追い越され、韓国から追い越され、今では3位も危ういようになってきた。その造船大手の三菱重工も長崎のドックをどうしようか、赤字ばかりかさんで、そういう状態になっているんですよ、造船王国だった日本が、この島国で海運国の

日本が。そういうことも考え合わせた上で首長さんたちに言ってほしいと思いますし、これが安全が確保されないなら私たちも言いませんけど、本当にこの方たちが玄海原子力発電所の施設を見に入られたのか、どれぐらい九州電力が理解のための努力をこの方たちにしているのか、ちょっとお聞きしたいんですけど、町長、そういうことは聞いたことはありませんか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

伊万里の市長さん、それから壱岐の市長さんについては大変個人的にはいい方だと私は思っておりますけれども、発電所を見においでになったという話はこれまで聞いたことがございません。将来はわかりませんが、現時点ではそのように私としては考えております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

もっと安全についてしっかり勉強をしていただいて、もともとこの原子力発電所には反対なのか、私は壱岐の市長は存じませんが、このお二方とも、もともとは反対ではなかったんだろうと思います。玄海町だけが再稼働することによってお金が入る、そういうふうになり込んでおられるんじゃないですか。それより、こういう首長、一自治体の長であれば、全体のこともやはり目を配っていただいた物を言ってもらいたいというふうに思います。

一つまた余談になりますけど、フィリピンという国がありますよね。出稼ぎの国ですね。出稼ぎによってGDPの15%から20%を稼いでいる。出稼ぎも国内じゃなくて外国ばかりですよ。この国に私が最初行ったのは、福岡に友達がおまして、その友達が毎月ビジネスで行くということで40年ぐらい前に行ったことがありました。そのころは本当に貧しい国でしたね。飛行場においたら金網がありましたし、その金網に皆群がって、町長、その光景わかるでしょう。競輪場でこうしている、あのような光景です。今はないですけど。そして、税関を通るのにもチップをやらなければスムーズに通れないというふうな、そういうふうな国でしたし、町を行けばジープニーといってトラックを改造したような、マイクロバスを改造したような車で運んで、交差点でとまれば物売りがやってきて、ストリートチルドレンで

すか、そういう子たちが生活のために一生懸命街角で頑張っていました。そして、そのビジネスの相手の家に行ったところ、フィリピンではいい家だったんでしょうけど、公務員の方でした。それでもトロボをたたきつけたような家で、行く途中にはごみの山があって、そのごみを子供たちがあさっているという光景が見えていたんです。そのころは、まだ大統領はマルコスでした。その後、議員になって視察に行くチャンスがあつて行ったんですけど、大して変わっていないんですよ。少しはショッピングモールができなかったりとか、マニラ湾の夕日が見えるところのマニラの道路が海岸にできていたりしていましたが、まずインフラの整備ができていないんですよ、工業化していないんですよ。あのマニラ市に高速道路がないんですよ。

そしてまたその後、今、議長たちと一緒にバターン半島に原子力発電所があるということで視察に行ったんですけど、そこはマルコス時代にできた原子力発電所で、一回も使用しないまま、マルコスがああいう形でクーデターでしたかね、後、アキノ、旦那さんのほうはベニグノ・アキノでしたか、空港で射殺されましたよね。その奥さんのコラソン・アキノが大統領になって、この発電所は危険だからということで使わなかったと。というのは、同じ日本にあるウエスチングハウスの原子力発電でしたけど、あそこの近くにピナツボ火山というのが1980年ごろ爆発しましたよね。その下に、クラークの米軍の空軍基地と南シナ海側にはスービックの海軍基地があつたんですけど、そういう発電が足らなかったんでしょう、恐らく。その次に行ってもあそこは、フィリピンという国は工業化はまずできず、ずっとそのままの経済状態、幾らかは商業都市になってきておりましたが、いつまでも出稼ぎの国、日本にも多くの方が来ております。人間的には物すごいラテン系で明るいですよ、スペインから占領されていて。そのスペインに1500年代ですか占領されて、明治ごろになってアメリカから占領されて、そして日本が第二次大戦中に一時占領しましたよね。だから、アメリカに対しての親しみが余りないらしいです。クラークとスービックの両海軍、空軍の基地をアメリカが進駐していたんですけど、フィリピンが出ていけということで、フィリピンの場合にはアメリカは基地の使用料を国に払っていたんですよ。日本みたいに思いやり予算で米軍の基地の使用料、人件費とかを払うということではなかった。ところが出ていけということで、出ていった後にあのように中国から南シナ海のすぐ近くですよ、南沙諸島を自分たちの国だということで現実に占領されていますよね。軍事力もない国、経済力もない国というのはそういうふうに海外から、外国から攻められるんですよ。そのように日本もならない保証はな

いでしょう。

どういうふうやっていくのか。先ほど言ったように、エネルギーも6%の自給率しかない、食料もカロリーベースで40%、軍隊は持たない、防衛力だけあってアメリカから守ってもらう、その大統領が誰になるか、大統領によってはその言葉によって日本はびくびくして過ごさにゃいかん、実態はそういう国なんですよ。

だから、私たち地方自治体、小さな一自治体ですけど、このエネルギー政策は日本の大きな考え方だと思っていいんですよ。町長、福島第一の後、民主党政権のときに経済産業大臣の海江田さんがわざわざ来て町長に頼んででしょう、ぜひ玄海原発の再稼働を同意してください、わかりました、私も必要だと思うので、再稼働を容認しましょうということであなただけが言ったら、3日ももたんうちに、でたらめ首相がすぐ違う方法を言い出して、それからとまった。幸いには、先ほど言ったように、円高になり原油の値段が上がらなかったから日本経済への打撃も最小で済んだというふうに私は思っております。その逆が行くなら、日本の国は生活できないような場合に陥っていたかもしれない、そういうことも想定すべきだ。だから、安全・安心と言いますが、本当の安全・安心というのは、この問題だけじゃなくて、もっと幅広く考えてやるべきだというふうに私は思っております。

フィリピンの例を出すのは余りいい例じゃないかもしれませんが、ここも資源がありません。韓国も日本と同じように資源がほとんどありません。同じような形で国を運営しています。そこには北には北朝鮮民主主義人民共和国、民主主義でもない国が民主主義人民共和国と名乗っているのがもうおかしいくらいです。そういう矛盾した世の中がいっぱいあります。しかし、我々は平和で豊かな暮らしを求めるためには、そういうことにもあわせて言い続けなければというふうに思っております。

取りとめのない意見のふうになりましたけど、必要性をめぐってはそういうことも考えていかねば、小さな地方の自治体ですけど、そういうふうに考えております。まずは町長の所見を聞いておきたいと思えます。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

必要性についてお答えをしたいと思います。

政府は、2015年6月に開催をされた総合資源エネルギー調査会の小委員会で2030年時点の

電力供給を原子力発電は20%から22%にすることが決定され、2014年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画で重要なベースロード電源と位置づけられた原子力発電の具体的な数字が示されたところでございます。エネルギーのベストミックスを図りつつ、今後も安定的な電力を供給し、経済の安定を図るためには、資源の乏しい日本にとって原子力発電は必要不可欠であると私自身考えております。

玄海原子力発電所は、1号機が昭和50年から運転を開始して、4号機の運転開始によって九州の約3割の電気を担う発電所となりましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、原子力政策は目まぐるしく変化をし、現在では玄海原子力発電所の原子炉は全て停止をいたしております。

これまで玄海原子力発電所は国際原子力事象評価尺度に該当するような事象もなく、安全に運転され、九州の経済を支えてまいりました。一日も早い運転再開により玄海町が日本のエネルギー需給構造安定の一翼を担うとともに、国のエネルギー安全保障上の役割を果たして、安定的な電力を供給していくことで町が以前の状態に戻ることににより、個々の家庭にも実は、先ほどから言っていたように、安心感を与えることにつながっていくんだというふうに思っております。

表現としては、九州電力にも会社として安全文化を醸成していただくような目標を立てていただきたいなというふうに思っております。安全に対する今後の積極的な投資をしていただく、ヒューマンエラーをなくす訓練をさらに強化する、それから小さな問題でも情報公開をするといったようなことを、ぜひこれからも九州電力に対しても要請をしていきたいと思っておりますし、安全性についてはさらなる広報活動を国に対して、特に規制委員会に対して要請をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

日本が、江戸時代が終わり明治になって、富国強兵、近代国家として生まれ変わるためにどのような苦勞をしてきたか。まず、そのころは人口が3,000万人から3,500万人になったそうです。ところが、その人口でさえ食べることができない。だから、明治10年には外国移民が始まったんですね。明治10年、西南戦争のときですよ。そして、昭和30年ぐらいまでずっと移民政策は続いていた。だから、日本という国でみんな生活はしたかったんでしょうけど、

食べるものさえ満足にないから、海外へ夢を追って行ったんでしょうね。山口県の大島の人たちがハワイへ行って、それがアロハシャツになった、つくられたというふうに聞いております。

そして、日清戦争、日露戦争、日露戦争にも勝利はしたんでしょうけど、本当にアジアの小国が、そのころは帝国主義ですよ。帝国主義の時代と戦後の民主主義の時代、それを一つにして語るのは間違いであるというふうに思います。既に帝国主義の時代、明治になったころは、東南アジア諸国はことごとく西洋の植民地だった。日本は辛うじて植民地にはなりませんでしたが、薩摩でも長州でも、幾ら元気のあった国でも関門海峡と錦江湾から艦砲射撃で完膚なきまでにたたき潰された。そういうふうに、科学力も何もなかった日本が富国強兵を目指して国民に負担を強い、そして一流国の仲間入りをした。そしたら、考え違いをして、自分たちは何でもやれる神の国だからというふうになって軍部が暴走をし始めたのが太平洋戦争につながったというふうに考えておりますし、その太平洋戦争の反省を私たちは十分すべきだと思います。その後の歴史を自分たちはまたつくる立場にありますし、そういうことをともに考えながら、この玄海町議会も町長、執行部も次の子供たちを育てていけたらなというふうに思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で岩下孝嗣君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 10 分 休憩

午後 2 時 25 分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。11番藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

日本共産党の藤浦皓でございます。いよいよ私の番に回ってきましたので、これからちょっとの時間をおかりしまして訴えさせていただきます。きょうは、ちょうど私の誕生日ですよ、何か偶然こういうふうなことにつながるのが不思議です。

まず初めに、避難計画と住民の安全についてということで伺いたいと思います。

この問題については、繰り返し取り上げてきました。今のままでは、原発の苛酷事故が起これば住民の安全が脅かされるおそれがあります。大事故当日、風向きが避難場所の方向へ吹けば、これはもうどうにもならないことになるわけですね。だからこそ、これまで複数の避難場所を設定しておくべきではないかということを繰り返し申し上げてきました。

町長は、否定はされないけれども、全く前に進んでいない。その点、町長はどのように考えておられるのか、その点をまず伺いたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

藤浦皓議員の御質問にお答えをしたいと思います。

万々が一の原子力災害時の住民避難における複数の避難場所の確保については、これまでも申し上げてきましたように、原子力災害時の住民避難については、原子力災害対策指針において、P A Z内では、基本的には放射性物質の大量放出前の原子力緊急事態宣言が発出された段階で予防的に実施すること、U P Z内においては、原子力緊急事態宣言が発出された段階で、まずは屋内退避を実施した後、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、毎時500マイクロシーベルトを超える地域は1日以内に、毎時20マイクロシーベルトを超える地域は1週間程度内に避難することとされております。

P A Z内の住民の予防的な避難については、基本的には放射性物質の大量放出前の早急な避難を想定しており、短い時間の中で避難経路、避難場所を変更すると十分に周知ができず混乱を招き、かえって時間を要するおそれがあることから、避難経路、避難場所の変更は適当ではないというふうに考えております。

一方、U P Z内などにおける緊急時モニタリングの結果を踏まえた避難については、放射性物質の大量放出後の避難となることが想定されており、また、基本的には一定の時間的な余裕があると想定されるため、避難経路、避難場所についても安全性を確かめる必要があるというふうに考えております。

避難経路については、通過は短時間であり、車という一定度遮蔽された手段による避難を原則としていること、避難経路全体を十分にモニタリングすることが可能であるか不透明なこと、通行可能な道路を可能な限り使うことによって、避難を円滑に進める必要があることから混乱を最小限に抑え、避難をスムーズに進めるため、基本的には避難計画にのっとり

避難経路を通過して避難していただくことが適当であると考えております。

本町の原子力災害時の避難行動計画においても、住民が覚えやすく実行しやすい避難誘導計画とし、避難時の混乱を避ける観点から、原則として、避難経路及び避難先は単一としております。しかしながら、通過するだけで健康に影響が及ぶほどの高線量が確認をされている場合などは、柔軟に避難経路を変更することも検討したいと考えております。

また、避難先については、モニタリングを行い、これが避難すべき放射線量に達している場合には、さらに2次的な避難所へと誘導する必要があると考えているところです。よって、まずは30キロ圏外の避難場所に避難することが大切というふうに考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

今の答弁を町民の方たちが聞かれてどれだけ理解をされるか、わかりにくいと思いますよね。ですから、私は単純に聞きます。

避難場所の方向に強い風が吹いていたと想定した場合に、それはそのまま避難を続けるかということでありますけれども、それで大丈夫かということなんですけれども、どうでしょう。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

30キロ圏外ということで、小城市方面に風が吹いた場合、県及び市町村の境界を超えた広域の避難計画の策定が必要な場合については、県が中心となって都道府県との調整や市町村間の調整を図るものとなっております。現在の避難計画についても30キロ圏外の住民が避難できるように、県と県内市町で調整のもと、広域の避難計画の策定は行っております。避難場所において、これが避難すべき放射線量に達している場合には県と調整を行い、別の避難場所に避難していただくことを考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

事故が起こった当日に、そういう対応がされるのか、かなり迅速にやられるわけなんで

しょうけれども、恐らくそれは不可能じゃないですか。住民が小城まで走る間に、そういう一定の風向などの測定もなされるかもしれません。しかし、もう後から放射能は追いかけてきているわけなんですね。瞬間的にぱっと通って抜けるようなこともちょっと言われましたけれども、そんなもんじゃないですよ。一旦原子力発電所からそういう放射能が流れ出したら、ずっと継続的に次々に流れてくるわけなんですよ。その辺の理解がちょっと私は問題と思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先般の防災会議でもしっかりとそういう話も加えた上で、当然、モニタリングをしていくということを表明されておりますので、十分に対処できるように我々としては努力をしていきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

モニタリングポストは、放射能の測定はできても風向の変更はできないでしょう。できるんだったらいいですよ、そこら辺はどうですか。風向の方向変更はできないと私は思うんですけれども。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

風向きについては、最初から我々で制御できるものであれば何ら問題はありませんけれども、先ほどから申し上げているように自然で出てくるものですから、これは正直に言うと風向は変えることはできないのが本来の姿かなと思います。

ただ、ここ何年、何十年と、私ども、東松浦半島に吹いてくる風の傾向というのは、過去の例からは一定の傾向度はわかるつもりでおるところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

なおさら疑問ですね。私たちのほうも風船プロジェクトチームのほうで原発の近方から風船飛ばしをしているわけなんですよ、3回、4回ぐらいしましたかね、同じ方向ですよ、やっぱり。そして、高知県のほうで察知されたり、それから、奈良県で察知されたり、そういう連絡がこっちに来ております。こういう風船をもらいました、拾いましたというですね。そういうことは、もう固定的に考えるべきじゃないじゃないですか。当日の気候変動というのは当日にならなきゃわからないわけなんだろうが。だからこそ複数、真逆のほうにもやっぱりそういう施設が必要ではないかと。そこで測定をした時点で、あっちの今の小城方面に風が吹いているときに、わざわざ向こうに避難させるわけですか。そういうことはできないでしょう。やっぱりそこでちゃんと測定されたものは、その時点で避難場所をちゃんと変えるべきなんですよ、方向を変えるべきなんですよ。

何か人ごとのような感じですよ。放射能が流れるほうに避難をさせると、これが町長の考えですか。住民の命をどれだけ心配しているかということもわかってきますよ、そういうことをすると。これは福島原発でも、そういう経験があっております。現実に話も聞かされておると思うんですけども、本当にそれでいいんですか。

それからもう一つ、今のうちにつけ加えておきますけれども、町長は全原協の副会長でもあられますよね。全原協からも岸本町長にしてこういうふうな要請が来ております。読んでみましょか。何が住民を被曝させたのか考える重要な情報がある。ぜひ全文目を通して、この報告の提起に沿って、何が改善されてきたか厳しくチェックしてほしいと。今のままでは再び事故が起こりますよということを書いてあります。その全文は余り詳しく言っていないけれどもね、これが恐らく来ているはずで、町長のところにも。こういう点について、自分の足元からこういう批判が出てきている、こうしてもらいたいという要望が出てきている、これについてどういう感想ですか、聞かせてください。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

風向きによって、やはり状況が違うというのは非常に私もよくわかります。ですから、先ほどもルートのことでお答えしましたけれども、一旦、玄海町から竹木場へ向かって皆さん逃げていただくルートを設定して、その区間に先ほど申し上げたようにモニタリングポイントをしっかりと把握をして、そこから例えば、今、藤浦議員さんがおっしゃったよ

うに小城方面に風が吹いているのであれば、しかも、小城がそういった高い数値が出るような状況にあれば、もちろん小城の方も避難をしてもらわないといけない。でも、そこに我々が小城に逃げるわけにはいかないのです、当然、違う場所に逃げるような設定をその時点で考えなければいけない。かといって、事前に何カ所も何カ所も、その準備をしていくということが実際には妥当性があることなのかということ、まずはそういう形でとりあえず、さっき単一という表現をさせていただきましたけれども、小城という場所を決めておいて、そこからまたいろんな、今度はひょっとしたら県外だとか、もっと東に佐賀市だとか、そういう形で避難をするということも今後は考えていかなければいけないと私は思っております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

強い放射能がそういう方向に流れてきている中で、いろいろ検討して避難場所の変更を小城のほうでやっていくんですね。そのときにも、ちょっと前に聞いたんですけれども、警察官などがちゃんと誘導して、そういう方向に、ちゃんといい方向に向けますよという話もちょっと聞きました。しかし、その時点になって、ほとんどが小城方面に逃げてくるようになっておりますよね。そういう人波の多いところで簡単に逃げ場所の変更ができますか。私は、これはかなり困難だと思うんですよ。いかに警察官が必死になってやろうとも、もうみんな自分のことで一生懸命になってそこに集まってくるわけですから、そこから安全のほうに場所を変えて移動するようなことが簡単にできると思っているらっしゃるのでしょうか。その辺もひとつ町長の考えを聞かせてください。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

また同じ答弁になるかもしれませんが、一旦、竹木場に集合する形でルートをつくっております。そこから小城方面に逃げさせていただくという経路で実は避難をすると。先ほど申し上げたように、その時点で、じゃ、もう小城にまで達していれば、その時点で、もう既に影響を受ける状況になっているわけですね、竹木場で。それじゃ、どこに逃げてももう一緒じゃないですか。そういうわけにはいかないわけです。ですから、そこで集合させておいて、その時点でそういう情報が入れば、違った方向に逃げさせていただくように、そして、その場合

は緊急でそういう対応を自衛隊なり、警察なり、いろんな部署を駆使して、私は逃げる、避難をするということに変更していくことは必要なことかなというふうに思っております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

結局、竹木場の付近で方向転換をすると、そういうときにはですね。しかし、方向転換はしてもいいでしょうけれども、この事故の程度によりますけれども、一日、二日で済まない問題じゃないかと思うんですよ。

いざというときには、避難場所から簡単に、さあ一夜から泊まったからこれで大丈夫という帰れるような状態じゃない。1週間、あるいはそれ以上かかることだってあると思うんですよ。そういうときに避難者が宿泊地をちゃんと求めて寝泊りする道具も要る、それからトイレなどもちゃんと準備しておく、そういうことが即座にできるかということなんです。常に事故が起きれば、そういう方向に放射能は流れている、そういう中でも走り回って、そういういろんな器具を買い求めるというようなことができるんですかね。もっとそういう状況を深く考えていただきたい。今のままでは大変ですよ。全原協でも言われておるように、やっぱり避難計画というのは非常に重要な問題です。新聞などでも報道されておりますけれども、非常にまだ問題が残っていると、これで大丈夫かという問題提起もあります。ですから、ただいま考えておられることに固執されずに、もっと柔軟に広い立場で考え直していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

2つ目は、5キロ圏内の住民を最優先に避難させることになっております。5キロ圏外の住民は放射能の濃度が一定量に達しないと、避難指示が出ないことになっております。それでも全く放射能の影響はないとお考えなのか。ないとすれば、どのようなことを想定されているのか、この点の取り扱いですよ。これも結局、今と同じような発想をもってしては解決できないと思いますが、いかがですか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

5キロ圏内を最優先して、5キロ圏外の方には一定量達しないと避難指示を出さないということについてのお尋ねでございますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

万々が一の原子力災害時の住民避難については、先ほども申しましたように、原子力災害対策指針において、P A Z内では、基本的には放射性物質の大量放出前の原子力緊急事態宣言が発出された段階で予防的に実施すること、U P Z内においては、原子力緊急事態宣言が発出された段階で、まずは屋内退避を実施した後、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、毎時500マイクロシーベルトを超える地域は1日以内に、毎時20マイクロシーベルトを超える地域は1週間程度内に避難することというふうにされておるわけでございます。

U P Z内の避難については、先ほども申しましたが、原則として一定度遮蔽された自家用車での避難を行うこととしております。全く放射能の影響は受けない保証はあるのかというふうに尋ねられると、そもそも私たちの日常生活の中で自然界から放射線を受けて生活しております。また、病気の診断や治療などにおいても放射線を実は受けております。

単に例を挙げるとすれば、C Tスキャンを受ければ7ミリシーベルトの放射線量を受けるわけですから、それでも病気になったら、私たちは行くわけですよね。また、放射線の健康の影響については、これまでの研究で閾値がありまして、被曝線量と障害重篤度が比例する確定的影響と、閾値がなく被曝線量と発生確率が比例する確率的影響があるとされておりますが、環境省が公開をしている資料などを見ると、人への健康影響が確認されているのは、1年間で100ミリシーベルト以上の被曝であると考えられているとされております。

つまり、年間10万マイクロシーベルト未満では統計的に人への健康影響が確認されていないということになります。よって、U P Z内住民の30キロ圏外への避難については、放射線の影響を受けないということではないですけれども、人体への影響はほとんどないものと考えております。

しかしながら、住民避難において人体への放射線の影響を少なくするために、通過するだけで健康に影響が及ぶほどの高線量が確認されている場合などは柔軟に避難経路を変更することも、先ほど申し上げましたように検討してまいりたいと思っております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

何段階にも分けて放射線量をいろいろと述べられました。私はいつも、こういう避難計画については最悪の事態を想定して決めておくべきだと言っているんです、最悪の事態。どういう事態が起こってもちゃんと安全に避難できる、そういう避難計画をつくるべきだと。今

のような形でいけば、やっぱり被曝線量が少なければ多少の無理は効くという感じに聞こえるわけなんですよ。そういう感じで聞こえないです。それはそれでいいですよ。

しかし、それが全く予想外にぼんと来た場合ですよ、大きな事故の影響がぼんと来た場合にどうするか、慌てても始まりませんよ、そのときになっては。だから、最悪の事態を想定すべきじゃないかといつも言っているわけなんですよ。都合よく逃げようとしても、この事実からは逃げられないということになりますよね。それでもやっぱりいいですか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

ですから、世界基準というか、放射線量の人体に与える影響の基準を実は我々もしんしゃくをして100ミリシーベルト、つまりは10万マイクロシーベルトでございます。10万マイクロシーベルトまでは人体に影響を与えるということはないというふうに実際にそれは示されておりますので、私たちはそれを信用する以外の手はないというふうには思っておりますし、現実には確かに不安感を与えないように、それが、避難をしていく方に不安感を与えないように冷静に避難ができるような状況を私たちはつくり出していく。ですから、今、藤浦議員さんおっしゃったように、幾つもの方向にも避難経路をつくれとおっしゃっているんだと私は理解をしておりますので、そういったことも踏まえた上で、放射線量が影響を受けない、少しでも受けられないような形で避難経路を考えながら、とりあえず単一で逃げる目標を決めておいて、そして、そこからまたいろんな形で避難をするということ考えさせていただきたいと思っているわけです。

人間は集団になると、実際にこれはもう藤浦議員さんもおわかりだと思いますけれども、集団行動になると思わぬことをやりかねませんので、一定のやはり目標だけはしておかなければいけないと思います。そこで変更をすることは、私は、これはいたし方ないことかなというふうに考えているところでございます。

御理解をいただきますように、よろしく願いいたします。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

だから、そういうふう言っているんですよ。そのときになったら慌ててかえって混乱

するという言い方なんですけれども、だから、事前にそういう対策をとっておいたらどうかということを行っているんですけどね。なかなかその辺が伝わっていないようですね。

7万シーベルトとか言われたんですけれども、それで大丈夫ということですか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

これは日本政府、環境省が公開している資料で私は申し上げました。人への健康影響が確認されているのは1年間で100ミリシーベルト以上の被曝である。この100ミリシーベルトというのは、つまり年間に10万シーベルト未満では統計的に人への健康影響が確認されていないということになっております。（「10万」と呼ぶ者あり）10万マイクロシーベルトです。済みません。（「普通ですね、7シーベルトで大体命にかかわるですよ、何秒かで亡くなるということなんですから、とてもとてもそれだけの被曝をして大丈夫というのはちょっとおかしいと思ったので、ちゃんと修正されましたので、それはわかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（上田利治君）

藤浦議員、指名されてから質問してください。指名していません。もう一回やり直し。藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

さっきのことをまた繰り返さなきゃなんですけれども、私は10万シーベルトと聞こえたので、そういうことで受けとめて問題だと言ったんですよ。ミリシーベルトであれば、また別な考え方が出てくると思うんです。一応これはこの辺でとめて、時間の制約もありますので。

続いて、今度は北部地区住民検診について伺います。

この件については、28年12月29日付で監査委員会のほうから棄却の通知がありました。その中で、今回のこの問題については完結しているという内容が書かれておりました。ちょっとその辺のところを読んでみますけれども、「請求人が主張する北部地区住民健康診査報告書の違法な破棄による著作権益の損害については、北部地区健康診査報告書の存在が確認できないため、住民監査請求の対象となる財産の管理を怠る事実の財産に該当する物品とは判断することができない」というふうに書いておられます。そして、「北部地区住民の健康診

査報告書を違法に破棄したことによる損害賠償の訴訟請求権については、玄海町は北部地区住民の健康診査を実施し、その費用については、玄海町財務規則にのっとり適正に処理支出されており、玄海町と唐津東松浦医師会医療センターとの間で取り交わされた北部地区住民健康診査委託契約の内容からも、北部地区住民の健康診査は完結しているものと解される」というふうに書かれております。

本当に今度の検診というのは正常な形で完結したのかどうか、完結とはどの時点までちゃんとすれば完結になるのか、その辺をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

住民検診の完結ということについてお尋ねをいただいておりますので、お答えしたいと思います。

お尋ねの住民検診の完結という表現につきましては、平成28年11月9日付で玄海町監査委員に提出された住民監査請求に対する玄海町監査委員からの監査結果の通知に記載されていた北部地区健康診査は完結しているという表現であると理解しているところでございます。

本件請求につきましては、地方自治法第242条第4項の規定による監査が行われ、平成28年12月28日付で、請求には理由がないものとして棄却の決定がなされたと聞き及んでおります。

監査請求書の請求人へ送付された玄海町監査委員の監査結果の通知に記載されたという「完結」という表現につきましては、北部地域健康診査は、北部地区健康診査委託契約書に基づき実施がされ、その費用につきましては、玄海町財務規則にのっとり適正に支出がされております。北部地区健康診査としての事業は滞りなく終了しているという監査委員の判断のもとに「完結」と表現されたものではないかと考えているところでございます。何分監査委員が決定された通知文書において表現されたこととございますので、このような答弁で御理解をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

常識的には一応、住民検診を事業計画されて予算も措置して、そして、医師会とも委託契

約を結んで、そこでちゃんと診査をし、その結果も出されているはずなんですね。結果を出されて、それがちゃんと一定の範囲でもいいですから公開されているかどうか、公開されるようなものになっているかどうかですよ。それが全くそこがないわけですね。隠して、隠して隠したぐって、幾ら言っても出てこない、その結果報告が出てこない、これが完結というんですか。

例えば、災害事故ですね、いろんな道路でもいいですけども、何か災害が起こったときにちゃんと設計をし、予算立てをして、そして、それが完全にでき上がったことで完結したというんじゃないですか。報告書も表に出さないまま、これで完結と言えますか。監査委員自身がそういう監査報告の内容についてはわからないと言っている、どこにやってあるか。わからないままで、これで完結と言えますか。完結と言うならば、監査をする段階でわからない、これはなぜかと徹底して追求すべきじゃないですか。それをしないまま完結した、予算は無駄遣いじゃないですか、そのままにしたら。それでもいいんですか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

北部地区住民検診については、監査請求をされて、監査委員会でしっかりと議論をしていただいて、このような形で完結ということで表現がされております。私どもが完結と判断をしたわけではなくて、あくまで監査請求ですから、そういう意味では、私どもの範疇から少し外れているのかなというふうには思っておりますけれども、基本的には監査請求で、例えば、個人個人の病気ば出せて、そやんかことは個人保護条例でも言えないはずでありますし、そういう意味でも監査委員会の今回のそういった完結ということは、私は一定正しいことではないかというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

町がこういう事業をやって住民監査をやって、そして、そういう事業が進んでいく過程で正常に進んでいるかいないかという見解を町長に伺いたかったわけですね。完結とはどこまでが完結かと、行政の立場から見てですね。

ただ、誰かが故意に報告書まで直した格好で、そしてそのまま、それは資料がないといっ

て行政のほうはそれを認めるのか、町長としてですね。それが本当の予算の使い方かと言いたいわけなんです。完結という言葉を使うからには、そこまでちゃんと詰めにゃいかんはずでしょう、なぜそうなのか。私はわかりません、そういうことは。私の常識じゃ通用しません、私には。

それからもう一つ、ここに5年分の委託契約書があるんです。北部地区住民検診委託契約書というのがあって、そして、これは平成22年度分です。平成22年度分ですけども、ここに有効期限と書いて、第7条、この契約の有効期間は平成22年7月5日から平成23年3月31日までとすると、一応そういうふうに決めてあります。と同時に、この契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙、記名捺印の上、おのおの1通を保有するとしてあります。これもないというわけでしょう。どうですか、これは。保有するとなっているんですけども、これはありますか、ないんですか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、藤浦議員さん御指摘をいただいた北部地区健康診査委託契約書というのは存在をいたしております。これは平成18年度に契約をされたものであります。しかも、それから毎年1年ごとに契約をするという形になっておりますので、当然28年度までこの契約書は存在をいたしております。

当然、私どもは単年度決算ですから、単年度にこの支払いは済ませていきます。終了していきます。そうすると、例えば5年で時効が来るとか、10年で破棄していいよとかいう該当に達したものについては、もうわからなくなっているというのが実態かなというふうに私は思っております。契約書は存在しております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

委託契約等がこれでは5年というふうに言われておりますよね。じゃ、5年だった場合に平成22年度で終わっておりますよね。私が一般質問で取り上げたのは3月の初めです、3月。それは、もう5年経過しておりますかね、そこら辺の計算の考え方もありますので、ちょっと伺います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

公文書規程の中の5年時効というのはございます。23年から28年の3月ですか、27年の3月ですか。（発言する者あり）だから、27年度に時効に達するということではないかと思えますけど。22……（「22年だから、23から数えんばでしょう」と呼ぶ者あり）23、24、25、26、27、27で5年じゃないですか。（「年度でしょう、これは。年度だから、28年3月31日まで27年度ですよ」と呼ぶ者あり）いや、だから、5年がはまっているんじゃないですか。ちょっと済みません。（発言する者あり）

しかし、現時点で考えますと、もう既にそういった意味では破棄をしていたとしても、おかしくはなかったのではないかなと、今、私の中でちょっとしんしゃくしておりますけど、ちょっと私の指の数え方が間違っているかもしれませんけれども。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

28年3月31日までが5年の枠内にあるはずですよ。それをない、ないと言ってあなたたちは出さなかった、あっても出さなかったということでしょう。そういうことにしかならんでしょうが、故意に隠したということになるでしょうが。（発言する者あり）

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

この委託契約書は、私の手元には平成22年度までになっておるわけですね。それで、22年度末から、今、ちょっとやっぱり指の計算が私間違っていたかもしれませんけれども、27年度の3月までということで、それ以降は破棄しても構わないということに公文書規程ではなっておるところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

勝手に変えたらいかんですよ、27年は27年の12月じゃないですからね、年度は。27年度は

翌年3月31日までですよね。そうなってくると、5年というのは有効だったということになるわけですよ。そういうごまかしはやっぱりやめた方がいいですね。

だから、そのときの報告書というのは、保管してもらっておかなければ困るわけですよ、私はその時点で言っているわけですから。当時、町長は、藤浦議員がどうしても必要だということであれば、医師会のほうに相談してとってもらってもいいということをおっしゃったんですよ。そういうことが頭にあって言われたんじゃないかと私は思うんですけどもね。もう医師会にはないんですか、これは。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

唐津東松浦医師会は存在をしていますけど、この検診を直接携わっていた委員会がもう解散をしたということでございます。

ですから、私がおっしゃるときに申し上げたのは、では、唐津東松浦医師会にお話をしてお話をし、経過を、報告を受けることは可能かなと思って申し上げたところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

いずれにしても、さっきの契約書ですね、この中ではちゃんと双方が保有することになっているわけですね。それぞれが署名捺印しておくということになっております。それでもない、医師会が持って行ってしまったということですかね。それは、もともとあなたたちのほうが、余りにもそういう取り扱いについて甘過ぎるわけなんですよ。

そして5年と言われるですけどもね、5年じゃ済まないんですよ。一つの資料があるんですけども、詳しいやつがあったんですけども、これは玄海町の公文書取扱規程ですよ、これじゃない、もう一つ。5年保存、10年保存、永久保存。永久保存のところは統計書、重要な調査または統計関係文書というのは永久保存になっているんですよ。これは統計資料として貴重なものなんですよ。3年、4年、5年でこういう結果が出るような代物じゃないんですよ。やっぱり10年、あるいは15年、20年、そういう中で、本当のことが出てくるわけなんですよ、健康診査にかかわる問題ですね。常に九電から放射能は放出されている。だから、あなたも目的は原発周辺の住民に限定してやったわけでしょう、3キロ以内という

ことで。そういう心配があったから、したわけなんでしょう。となれば、この規定は本当の年限ですよ。保存年限は、これですよ。10年以上、永久保存、これになっているわけなんですよ。5年なんて、それで統計資料が役に立つわけがないです。だから、これを前も言ったことがあるんですけども、なかなかそういうふうにならない。ここのところは、これからどういうふうに取り扱われるのか、ちょっと簡単じゃないですよ。もう医師会のほうでちゃんと握ってある。

しかも、もう一つ問題が、今度県のほうで問題になったやつです。平成29年2月28日に唐津東松浦医師会の森永会長が県議会のほうに呼ばれて行って、そこで質問があったと。それに対してどういうふうにしたかという、北部地区住民検診については、昭和48年に社団法人唐津東松浦医師会が調査研究要綱に基づき実施してきたと。それから目的は、玄海町値賀地区及び鎮西町串地区の居住者の健康状態の推移について医師会の医学的研究のため、当地区居住者集団を対象に、血液を含む健康状態に関する医師会独自の長期調査研究を実施するもの、長期調査ですよ、これも。だから、簡単にああいう資料は捨てられるはずがないわけなんですよ。しかも、もう48年、開始当時から九電がちゃんとここにかかわっているじゃないですか。玄海町のほうでもオブザーバーとして医師会が入ってきている。大体こういうものについて、それが当然とお考えなのか。住民の立場からすれば、これには大きな疑問があるですよ。誰が一番の原因者ですか。原発周辺の住民が、そういう病気にかかるかもしれないという想定のもとにやったものが、その原因者は誰なんですか、九電でしょうもん。玄海原発でしょうもん。そういう人たちが、オブザーバーであれ、どういう形であれ、そこに介入すること自体がおかしいんじゃないですか。その点はどういうふうに考えますか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

多分前回も私、お答えをさせていただいた折に、玄海町民の将来の健康についてしっかりと検診をしなければいけないということを申し上げました。それは値賀地区の方も、この玄海町内全体の地区の方も、ある意味、唐津市の串地区の方も、将来の健康についてはしっかりと知っておいていただきたいというふうに当時の方はお考えになったんじゃないかというふうに私の中ではしんしゃくをしております。

ただ、健康ということは非常に難しく、病気によって、例えば、何らかの影響とかそう

いう問題ではなくて、個人の病気について偏見を持たれる可能性が十分にあります。その部分についての公開をしないという判断も私はあったのではないかと。今、ここでどういう病気とは私言えませんけれども、そういったことも踏まえた上で、今は清算されて過去にそういう病気だったのが、今、医学の進歩によってそうじゃなくなったということも、幾つかそういう病気もありますけれども、そういったことも昭和48年当時は私はあったのではないかと。

ですから逆に、不安感を与えないために検診だけして、あなたは健康ですよということを御本人さんにお知らせをする、非常にそういう意味では、いい健康診断であったのではないかと私としては考えておりますし、医師会もそれに協力をして、医師会が主催でその検診をやってこられたんだというふうに私の中では考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

こういう検診について、九電が一つの原因者である、これは間違いないと思いますよね。だから、こういう検診をやったわけでしょう。そして、その中に、九電が当初から入っている、後からじゃなくてね、何のために入ったと思いますか。どういう意味で入ったんですか。誰が招いたんですか、これは。その辺もはっきりしてもらいたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

玄海原子力発電所は昭和50年から、実は営業運転を開始いたしております。そうすると、九州電力の社員さんも、実は48年にはもう既に玄海町に住んでおられる方もおられたらろうと私は思います。それで、そういう意味で先ほどから、私、きょう朝の答弁でも申し上げましたけれども、九電には町民との信頼関係をつくった上でいろんな形で協力してほしいということがあって当時の、やはり玄海町の執行部の方もそういうふうにお考えになったのではないかと。それから医師会も、そのように考えたのではないかとというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

そういう答弁は通用しないです、私にはですね。何で九電がそこに入ってこなきゃならないのか。玄海町と医師会のほうでちゃんと始末ができるわけでしょうが。医師会にちゃんと委託契約をしているわけなんですから。医師会のほうでその辺をちゃんと検診をして一人一人のことを検診をして、結果的には、個人のプライバシーに係ることについては出しなさいとは言っておりませんよ。そうじゃないと。大体においてこの10年間、あるいは20年間になるですか、もう20年以上ですよ、始まってからは。1953年ごろからじゃないかな、始まったのは。こういうやつをそういう簡単な形で、いわばそのほうに入ってくることによって、この検診の結果報告というのは、住民にとってみれば本当に信頼できないことになっていく可能性がある。住民のことを考えてという意味は私は通らないと思うんです、これは。本当にそうであれば絶対に排除すべきだ、九電は。でなければ、まともな検診の結果は出てこないはずなんですというふうに言われてもしようがない。それはなぜかという、あなたたちは次々にそれを公表しろと言っても隠していくじゃないですか、出さんじゃないですか。

そして、こういう書類の保存の仕方についても、あれを出しなさいとお願いしても、そういうものは許可を得ないで誰かが適当に処分しているからわからないとか、そういう意味のことを書いて私たちには伝えているわけなんですよ。そういうなまっちょろいことで何が信用しますか、それを。そういうことは簡単にできるはずがないですよ、職員としても。単なる言い逃れじゃないですか。私はそうしか思わないんです。町民の方たちも聞いてあると思うんですから、やっぱりこのところは誠実に取り組むべきですよ。本当に町民の命を考えるならば、ちゃんとした形で報告書も確認して、これではいけない、次の手段として予防措置をするようにしているでしょうが、あなたたちも。そこまで行かんままですよ、これは。仮にそうであっても、予防措置もとれない。もう放棄でしょう、言うなら。どうするんですか、これは。

ここにやっぱり、医師会の医学研究のためにこういうふうな住民検診、集団検診、対象に血液を含むとか、健康状態に関する医師会独自の長期調査研究を実施するものと。そして、本検診事業については昭和48年のみ九州電力が唐津東松浦医師会に委託して実施、また昭和48年から玄海町、鎮西町からの委託補助金を活用していたと書いてあるわけですね。それを活用した。これはどうですか、その時点で町としてもこの辺はちゃんと把握していたんじゃないですか。

調査研究の研究要綱において、実施主体、医師会が組織する健康診査特別委員会委員長は

委員の互選により役員選出という云々とずっと書いてあるんですけども、こういう不思議なことは、常識では考えられないようなことがこういう中で起こっているわけなんですよ。いかに取り扱いが甘いかということですよね。九電にやったら何も物が言えないというふうな状況じゃないかと、そう言わざるを得ない、言いたくなくてもそうなるわけですよ、こういう結果を見れば。

ですから、ちゃんとした報告書をまとめて、今あるだけでもいいですから、出すべきですよ。そしてその傾向、本当にそういう状況にあるのか、個人個人のプライバシーに係ることは要りません、名前も要りません、大体においてこういう傾向が出ておりますというぐらいは町民にも明らかにすべきですよ。そうしないと、おまえたちは九電と何ぼしよつとかと言われるほうになってしまいますよ。本当にこういう大事な問題を、命にかかわる問題を、こういう扱いをするとは許せないと思いますよ。

時間が来たようですので、これで終わりたいと思います。あとはしっかり頼みます。

以上です。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

当然、昭和48年当時の健康診断の結果は、それぞれ受けた方、個人には全部結果報告が行っているというふうに思いますし、それによって受けた方が、俺は大丈夫だったとか、俺は胃が悪かったとか、私はその人にとっては大変将来の、自分の体のための健康診査になっていたんだというふうに理解をしています。

ですから、当然、今、そういうふうに藤浦議員さんおっしゃいましたけれども、玄海町としてはこの健康診査、将来もぜひうちの町としても、健康診査は続けてやっていきたいと思っておりますし、そういう意味では影響が出たとか、何かのあれがあったというような報告は私もいただいているところでございます。（発言する者あり）

○議長（上田利治君）

1時間過ぎたけんが、一言な。ぴしゃっと締めて。藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

結局、そういうことを言いながら実際には、報告書も手に持たないという、ないのかどうか知りませんが、そして、それを一人一人のことを全部公開せろじゃないんですよ、どう

いう傾向があるのか。がん検診、あるいは子宮頸がんとか、いろんながん関係が主な調査対象ですよ。だから、そういうものをこういう傾向がある、だから、九電のほうの放射能放出については、もっと設備をちゃんとしてそういうものが出ないようにせろとか言えるはずですよ、住民の立場からすれば。それを、やりっ放しに今までのように放置しておいては解決しない、どうしたらそれが解決するかを真剣に考えていただきたいということを申し上げて、終わります。

以上です。

○議長（上田利治君）

以上で藤浦皓君の一般質問を終わります。

一般質問を終結いたします。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

午後 3 時 30 分 散会